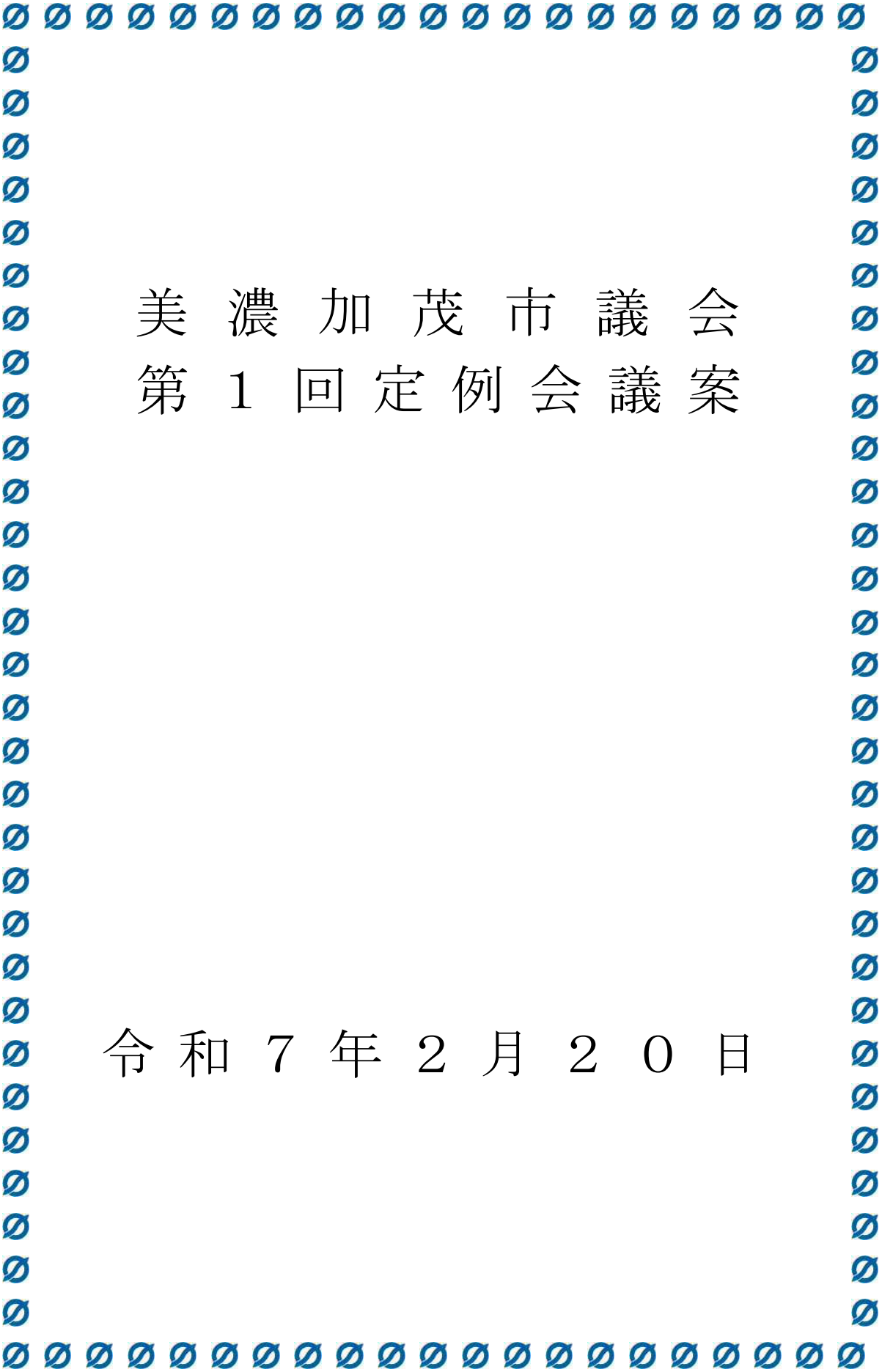


A decorative border made of blue dashed lines surrounds the text.

美濃加茂市議会 第1回定例会議案

令和7年2月20日

目 次

議案番号	議 案 名	ページ
議第 1 号	美濃加茂市看護師修学資金貸与条例について	1
議第 2 号	美濃加茂市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について	5
議第 3 号	美濃加茂市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例及び美濃加茂市学校給食センター設置条例の一部を改正する条例について	7
議第 4 号	美濃加茂市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例及び美濃加茂市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について	1 0
議第 5 号	美濃加茂市国民健康保険条例の一部を改正する条例について	1 8
議第 6 号	美濃加茂市営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について	2 3
議第 7 号	美濃加茂市都市計画税条例及び美濃加茂市情報公開・個人情報保護審査会条例の一部を改正する条例について	2 6
議第 8 号	美濃加茂市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例について	2 8
議第 9 号	美濃加茂市職員の分限に関する条例の一部を改正する条例について	3 0
議第 1 0 号	美濃加茂市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について	3 3
議第 1 1 号	美濃加茂市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について	5 0
議第 1 2 号	美濃加茂市職員の勤務時間、休暇等に関する条例等の一部を改正する条例について	5 2
議第 1 3 号	美濃加茂市一般職の任期付職員の採用等に関する条例等の一部を改正する条例について	5 6

議第 1 4 号	美濃加茂市会計年度任用職員の報酬等に関する条例の一部 を改正する条例について	5 8
議第 1 5 号	美濃加茂市小学校及び中学校の設置等に関する条例の一部 を改正する条例について	6 0
議第 1 6 号	令和 6 年度美濃加茂市一般会計補正予算（第 7 号）	6 4
議第 1 7 号	令和 6 年度美濃加茂市介護保険会計補正予算（第 4 号）	1 0 8
議第 1 8 号	令和 7 年度美濃加茂市一般会計予算	1 2 3
議第 1 9 号	令和 7 年度美濃加茂市国民健康保険会計予算	1 2 3
議第 2 0 号	令和 7 年度美濃加茂市介護保険会計予算	1 2 3
議第 2 1 号	令和 7 年度美濃加茂市後期高齢者医療会計予算	1 2 3
議第 2 2 号	令和 7 年度美濃加茂市介護認定・障がい者自立支援認定審 査会会計予算	1 2 3
議第 2 3 号	令和 7 年度美濃加茂市古井財産区会計予算	1 2 3
議第 2 4 号	令和 7 年度美濃加茂市山之上財産区会計予算	1 2 3
議第 2 5 号	令和 7 年度美濃加茂市水道事業会計予算	1 2 3
議第 2 6 号	令和 7 年度美濃加茂市下水道事業会計予算	1 2 3
議第 2 7 号	牧野ふれあい広場陸上競技場整備（その 2）工事の請負契約 の変更について	1 2 4
議第 2 8 号	財産の取得について	1 2 5
議第 2 9 号	市道路線の認定について	1 2 6

議第 1 号

美濃加茂市看護師修学資金貸与条例について

美濃加茂市看護師修学資金貸与条例を下記のとおり制定する。

令和 7 年 2 月 2 0 日提出

美濃加茂市長 藤 井 浩 人

記

美濃加茂市看護師修学資金貸与条例

(目的)

第 1 条 この条例は、看護師の養成施設に在学する者で、卒業後に市内医療機関において看護師の業務（以下「看護業務」という。）に従事する意思を有するものに対し、予算の範囲内で美濃加茂市看護師修学資金（以下「修学資金」という。）を貸与することにより市内医療機関の看護師確保を図り、もって地域医療の充実に資することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 看護師 保健師助産師看護師法（昭和 2 3 年法律第 2 0 3 号。以下「法」という。）第 5 条に規定する看護師をいう。
- (2) 養成施設 法第 2 1 条第 1 号に規定する大学、同条第 2 号に規定する学校及び同条第 3 号に規定する看護師養成所をいう。
- (3) 市内医療機関 市内に設置された医療法（昭和 2 3 年法律第 2 0 5 号）第 1 条の 5 第 1 項に規定する病院及び同条第 2 項に規定する診療所をいう。

(貸与の対象者)

第 3 条 修学資金の貸与を受けることができる者は、次に掲げる要件のいずれにも該当する者とする。

- (1) 養成施設に在学している者であって、当該養成施設の長の推薦を受けたもの（5 年一貫看護師養成課程の高等学校に在学している者については、専攻科に在籍している者に限る。）であること。
- (2) 養成施設を卒業後に市内医療機関において看護業務に従事する意思があること。
- (3) 修学に関し、他地方公共団体の同種の資金の貸与を受けていない者又は受け

る見込みがない者であること。

(貸与の額及び方法)

第4条 修学資金の貸与額は、月額30,000円以内で市長が定める額とする。

2 貸与する修学資金には、利息を付さない。

3 修学資金は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める月に貸与する。
ただし、特別の事情があるときは、この限りでない。

(1) 4月から9月までの月の分 9月

(2) 10月から翌年3月までの月の分 同年3月

(貸与期間)

第5条 修学資金の貸与期間は、第9条第1項の規定による契約に定められた月から養成施設の正規の修学期間を修了する日の属する月までとする。ただし、養成施設の正規の修学期間を超えることはできない。

(貸与の申請)

第6条 修学資金の貸与を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、規則に定めるところにより、市長に申請しなければならない。

(連帯保証人)

第7条 申請者は、連帯保証人として独立の生計を営む成年者であって、債務を弁済する能力を有するもの2人を立てなければならない。ただし、市長が特別の事情があると認める場合は、1人の連帯保証人を立てれば足りる。

2 前項の連帯保証人は、修学資金の貸与を受けた者（以下「被貸与者」という。）と連帯して債務を負担するものとする。

(貸与の決定等)

第8条 市長は、第6条の規定による申請があったときは、その内容を審査して、修学資金貸与の可否を決定し、その結果を当該申請者に通知するものとする。

(貸与契約の締結)

第9条 市長は、修学資金を貸与するに当たっては、前条の規定により修学資金を貸与する旨の決定の通知を受けた者と貸与契約を締結するものとする。

2 前項の貸与契約の相手方（以下「修学生」という。）は、当該契約の締結に当たっては、市内医療機関において看護業務に従事する旨の誓約書を市長に提出しなければならない。

(貸与契約の解除及び休止)

第10条 市長は、修学生が次の各号のいずれかの事由に該当するときは、貸与契約を解除するものとする。

(1) 養成施設を退学したとき。

(2) 修学資金の貸与を受けることを辞退したとき。

(3) 死亡したとき。

(4) 虚偽その他不正な方法により修学資金の貸与を受けたことが明らかになった

とき。

(5) 前各号に掲げるもののほか、修学資金の貸与の目的を達成する見込みがなくなったと市長が認めるとき。

2 市長は、修学生が休学し、又は停学の処分を受けたときは、休学し、又は停学の処分を受けた日の属する月の翌月分から復学した日の属する月の分まで修学資金の貸与を停止するものとする。この場合において、これらの月の分として既に貸与した修学資金があるときは、当該修学資金は、復学した日の属する月の翌月以降の月の分として貸与されたものとみなす。

(返還)

第11条 被貸与者が次の各号のいずれかに該当するに至った場合には、規則で定めるところにより貸与を受けた修学資金の全額を返還しなければならない。

(1) 前条第1項の規定により貸与契約が解除されたとき。

(2) 養成施設を卒業した日から起算して1年2月が経過したとき。

(返還の猶予)

第12条 市長は、前条の規定にかかわらず、被貸与者が次の各号のいずれかに該当する場合には、当該事由が継続している間、修学資金の返還を猶予することができる。

(1) 第10第1項の規定により貸与契約が解除された後も引き続き養成施設に在学しているとき。

(2) 市内医療機関において看護業務に従事しているとき。

(3) 進学、災害、疾病その他特別な事情により修学資金の返還が困難であると市長が認めたとき。

(返還の債務の当然免除)

第13条 市長は、第11条の規定にかかわらず、被貸与者が、次の各号のいずれかに該当するに至った場合には、修学資金の返還の債務を免除するものとする。

(1) 養成施設を卒業した日から起算して1年2月以内に看護師免許を取得し、直ちに市内医療機関において看護業務に従事し、その従事期間が修学資金の貸与を受けた期間に相当する期間に達したとき。

(2) 前号に規定する看護業務の従事期間中に死亡したとき。

(3) 養成施設在学中に死亡したとき。

2 前項第1号の場合において、市内医療機関において看護業務に従事した後、病気等市長がやむを得ないと認める理由により看護業務に従事できなくなり、その理由がなくなった後直ちに当該市内医療機関において看護業務に従事した者の期間の計算については、後の看護業務に従事した期間は、先の看護業務に従事した期間に引き続いたものとみなす。

(返還の債務の裁量免除)

第14条 市長は、第11条の規定にかかわらず、被貸与者が次の各号のいずれか

に該当する場合には、貸与した修学資金の返還の債務の全部又は一部を免除することができる。

- (1) 養成施設を卒業した日から起算して1年2か月以内に看護師の免許を取得し、直ちに市内医療機関において看護業務に従事した後、前条第1項の規定による免除を受ける前にやむを得ない理由により退職したとき。
- (2) やむを得ない理由により修学資金を返還することが困難であると認められるとき。

(延滞利息)

第15条 被貸与者は、修学資金を返還すべき日までに返還しなかったときは、延滞利息を納付しなければならない。

2 延滞利息の額は、美濃加茂市私債権の遅延損害金徴収条例（令和2年美濃加茂市条例第1号）の例による。

(委任)

第16条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

議第 2 号

美濃加茂市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

美濃加茂市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を下記のとおり制定する。

令和 7 年 2 月 2 0 日提出

美濃加茂市長 藤 井 浩 人

記

美濃加茂市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

美濃加茂市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成 2 6 年美濃加茂市条例第 2 9 号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
（職員） 第 1 0 条 （略） 2 （略） 3 放課後児童支援員は、次の各号のいずれかに該当する者であつて、都道府県知事又は<u>地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 5 2 条の 1 9 第 1 項の指定都市若しくは同法第 2 5 2 条の 2 2 第 1 項の中核市の長が行う研修を修了したもの（その者の研修計画を定めた上で、放課後児童支援員としての業務に従事することとなった日から 2 年以内に当該研修を修了することを予定している者を含む。）</u>でなければならない。 （1）～（10） （略） 4 ・ 5 （略）	（職員） 第 1 0 条 （略） 2 （略） 3 放課後児童支援員は、次の各号のいずれかに該当する者であつて、都道府県知事が行う研修を修了したものでなければならない。 （1）～（10） （略） 4 ・ 5 （略）

附 則

この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

議第 3 号

美濃加茂市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例及び美濃加茂市学校給食センター設置条例の一部を改正する条例について

美濃加茂市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例及び美濃加茂市学校給食センター設置条例の一部を改正する条例を下記のとおり制定する。

令和 7 年 2 月 2 0 日提出

美濃加茂市長 藤 井 浩 人

記

美濃加茂市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例及び美濃加茂市学校給食センター設置条例の一部を改正する条例
(美濃加茂市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第 1 条 美濃加茂市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成 2 6 年美濃加茂市条例第 2 8 号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
(食事の提供の特例) 第 1 7 条 次の各号に掲げる要件を満たす家庭的保育事業者等は、前条第 1 項の規定にかかわらず、当該家庭的保育事業者等の利用乳幼児に対する食事の提供について、次項に規定する施設(以下「搬入施設」という。)において調理し家庭的保育事業所等に搬入する方法により行うことができる。この場合において、当該家庭的保育事業者等は、当該食事の提供について当該方法によることとしてもなお当該家庭的保育事業所等において行うことが必要な調理のための加熱、保存等の調理機能を有する設備を備えなければな	(食事の提供の特例) 第 1 7 条 次の各号に掲げる要件を満たす家庭的保育事業者等は、前条第 1 項の規定にかかわらず、当該家庭的保育事業者等の利用乳幼児に対する食事の提供について、次項に規定する施設(以下「搬入施設」という。)において調理し家庭的保育事業所等に搬入する方法により行うことができる。この場合において、当該家庭的保育事業者等は、当該食事の提供について当該方法によることとしてもなお当該家庭的保育事業所等において行うことが必要な調理のための加熱、保存等の調理機能を有する設備を備えなければな

らない。 (1) (略) (2) 当該家庭的保育事業所等又はその他の施設、保健所、市町村（特別区を含む。第22条第2項において同じ。）等の<u>栄養士又は管理栄養士</u>により、献立等について栄養の観点からの指導が受けられる体制にある等、<u>栄養士又は管理栄養士</u>による必要な配慮が行われること。 (3)～(5) (略) 2 (略)	らない。 (1) (略) (2) 当該家庭的保育事業所等又はその他の施設、保健所、市町村（特別区を含む。第22条第2項において同じ。）等の<u>栄養士</u>により、献立等について栄養の観点からの指導が受けられる体制にある等、<u>栄養士</u>による必要な配慮が行われること。 (3)～(5) (略) 2 (略)
--	--

(美濃加茂市学校給食センター設置条例の一部改正)

第2条 美濃加茂市学校給食センター設置条例(昭和46年美濃加茂市条例第5号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
(設置) 第1条 美濃加茂市小学校及び中学校の設置等に関する条例(昭和40年美濃加茂市条例第9号)第1条に掲げる学校の給食業務を共同処理するため、<u>地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第30条の教育機関として美濃加茂市学校給食センター(以下「給食センター」という。)を設置する。</u> (職員) 第4条 給食センターに次の職員を置く。 (1)・(2) (略) (3) <u>栄養士又は管理栄養士</u> (職務) 第5条 (略) 2 (略) 3 <u>栄養士又は管理栄養士</u>は、献立の作成その他栄養に関する業務に従事する。	(設置) 第1条 美濃加茂市小学校及び中学校の設置等に関する条例(昭和40年美濃加茂市条例第9号)第1条に掲げる学校の給食業務を共同処理するため、美濃加茂市学校給食センター(以下「給食センター」という。)を設置する。 (職員) 第4条 給食センターに次の職員を置く。 (1)・(2) (略) (3) <u>栄養士</u> (職務) 第5条 (略) 2 (略) 3 <u>栄養士</u>は、献立の作成その他栄養に関する業務に従事する。

附 則

この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

議第 4 号

美濃加茂市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例及び美濃加茂市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

美濃加茂市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例及び美濃加茂市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を下記のとおり制定する。

令和 7 年 2 月 2 0 日提出

美濃加茂市長 藤 井 浩 人

記

美濃加茂市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例及び美濃加茂市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

(美濃加茂市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第 1 条 美濃加茂市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成 2 6 年美濃加茂市条例第 2 7 号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
第 3 8 条 特定地域型保育事業（事業所内保育事業を除く。）の利用定員（法第 2 9 条第 1 項の確認において定めるものに限る。以下この章において同じ。）の数は、家庭的保育事業にあつては 1 人以上 5 人以下、小規模保育事業 A 型（家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（平成 2 6 年厚生労働省令第 6 1 号） <u>第 2 8 条</u> に規定する小規模保育事業 A 型をいう。 <u>第 4 3 条第 3 項</u> において同じ。）及び小規模保育事業 B 型（同令 <u>第 3 1 条</u> に規定する小規模保育事業 B 型をいう。 <u>第 4 3 条</u>	第 3 8 条 特定地域型保育事業（事業所内保育事業を除く。）の利用定員（法第 2 9 条第 1 項の確認において定めるものに限る。以下この章において同じ。）の数は、家庭的保育事業にあつては 1 人以上 5 人以下、小規模保育事業 A 型（家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（平成 2 6 年厚生労働省令第 6 1 号） <u>第 2 7 条</u> に規定する小規模保育事業 A 型をいう。 <u>第 4 3 条第 3 項第 1 号</u> において同じ。）及び小規模保育事業 B 型（同令 <u>第 2 7 条</u> に規定する小規模保育事業 B 型をいう。同

第3項において同じ。)にあっては6人以上19人以下、小規模保育事業C型(同令第33条に規定する小規模保育事業C型をいう。附則第4条において同じ。)にあっては6人以上10人以下、居宅訪問型保育事業にあっては1人とする。

2 (略)

(特定教育・保育施設等との連携)

第43条 特定地域型保育事業者(居宅訪問型保育事業を行う者を除く。以下この項から第7項までにおいて同じ。)は、特定地域型保育が適正かつ確実に実施され、及び必要な教育・保育が継続的に提供されるよう、次に掲げる事項に係る連携協力を行う認定こども園、幼稚園又は保育所(以下「連携施設」という。)を適切に確保しなければならない。

(1) 特定地域型保育の提供を受けている満3歳未満保育認定子どもに集団保育を体験させるための機会の設定、特定地域型保育の適切な提供に必要な特定地域型保育事業者に対する相談、助言その他の保育の内容に関する支援(次項において「保育内容支援」という。)を実施すること。

(2) (略)

(3) 当該特定地域型保育事業者により特定地域型保育の提供を受けていた満3歳未満保育認定子ども(事業所内保育事業を利用する満3歳未満保育認定子どもにあっては、第38条第2項に規定するその他の小学校就学前子どもに限る。以下この号及び第6項第1号において同じ。)を、当該特定地域型保育の提供の終了に際して、当該満3歳未満保育給付認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者の希望に基づき、引き続き当該連携施設において受け入

号において同じ。)にあっては6人以上19人以下、小規模保育事業C型(同条に規定する小規模保育事業C型をいう。附則第4条において同じ。)にあっては6人以上10人以下、居宅訪問型保育事業にあっては1人とする。

2 (略)

(特定教育・保育施設等との連携)

第43条 特定地域型保育事業者(居宅訪問型保育事業を行う者を除く。以下この項から第5項までにおいて同じ。)は、特定地域型保育が適正かつ確実に実施され、及び必要な教育・保育が継続的に提供されるよう、次に掲げる事項に係る連携協力を行う認定こども園、幼稚園又は保育所(以下「連携施設」という。)を適切に確保しなければならない。

(1) 特定地域型保育の提供を受けている満3歳未満保育認定子どもに集団保育を体験させるための機会の設定、特定地域型保育の適切な提供に必要な特定地域型保育事業者に対する相談、助言その他の保育の内容に関する支援を行うこと。

(2) (略)

(3) 当該特定地域型保育事業者により特定地域型保育の提供を受けていた満3歳未満保育認定子ども(事業所内保育事業を利用する満3歳未満保育認定子どもにあっては、第38条第2項に規定するその他の小学校就学前子どもに限る。以下この号及び第4項第1号において同じ。)を、当該特定地域型保育の提供の終了に際して、当該満3歳未満保育給付認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者の希望に基づき、引き続き当該連携施設において受け入

れて教育・保育を提供すること。

2 市長は、特定地域型保育事業者による保育内容支援の実施に係る連携施設の確保が著しく困難であると認める場合であって、次の各号に掲げる要件の全てを満たすと認めるときは、前項第1号の規定を適用しないこととすることができる。

(1) 特定地域型保育事業者が保育内容支援連携協力者を適切に確保すること。

(2) 次のア及びイに掲げる要件を満たすこと。

ア 特定地域型保育事業者と保育内容支援連携協力者との間でそれぞれの役割の分担及び責任の所在が明確化されていること。

イ 保育内容支援連携協力者の本来の業務の遂行に支障が生じないようにするための措置が講じられていること。

3 前項各号の保育内容支援連携協力者とは、小規模保育事業A型若しくは小規模保育事業B型又は事業所内保育事業を行う者（第5項において「小規模保育事業A型事業者等」という。）であって、第1項第1号に掲げる事項に係る連携協力を行うものをいう。

4 市長は、特定地域型保育事業者による代替保育の提供に係る連携施設の確保が著しく困難であると認める場合であって、次に掲げる要件のいずれかを満たすときは、第1項第2号の規定を適用しないこととすることができる。

(1) 特定地域型保育事業者が代替保育連携協力者を適切に確保した場合には、次のア及びイに掲げる要件を満たすと市長が認めること。

れて教育・保育を提供すること。

2 市長は、特定地域型保育事業者による代替保育の提供に係る連携施設の確保が著しく困難であると認める場合であって、次に掲げる要件の全てを満たすと認めるときは、前項第2号の規定を適用しないこととすることができる。

(1) 特定地域型保育事業者と事項に規定する連携協力を行う者との間でそれぞれの役割の分担及び責任の所在が明確化されていること。

<u>ア 特定地域型保育事業者と代替保育連携協力者との間でそれぞれの役割の分担及び責任の所在が明確化されていること。</u> <u>イ 代替保育連携協力者の本来の業務の遂行に支障が生じないようにするための措置が講じられていること。</u> <u>(2) 市長が特定地域型保育事業者による代替保育連携協力者の確保の促進のために必要な措置を講じてもなお当該代替保育連携協力者の確保が著しく困難であること。</u> <u>5 前項各号の代替保育連携協力者とは、第1項第2号に掲げる事項に係る連携協力を行う者であって、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるものをいう。</u> (1) 特定地域型保育事業者が特定地域型保育事業を行う場所又は事業所(次号において「事業実施場所」という。)以外の場所又は事業所において代替保育が提供される場合 <u>小規模保育事業A型事業者等</u> (2) (略) <u>6～11 (略)</u> 附 則 (連携施設に関する経過措置) 第5条 特定地域型保育事業者(特例保育所型事業所内保育事業者を除く。)は、連携施設の確保が著しく困難であって、法第59条第4号に規定する事業による支援その他の必要な適切な支援を行うことができると市が	<u>(2) 次項に規定する連携協力を行う者の本来の業務の遂行に支障が生じないようにするための措置が講じられていること。</u> <u>3 前項の場合において、特定地域型保育事業者は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める者を第1項第2号に掲げる事項に係る連携協力を行う者として適切に確保しなければならない。</u> (1) <u>当該特定地域型保育事業者が特定地域型保育事業を行う場所又は事業所(次号において「事業実施場所」という。)以外の場所又は事業所において代替保育が提供される場合 小規模保育事業A型若しくは小規模保育事業B型又は事業所内保育事業を行う者(次号において「小規模保育事業A型事業者等」という。)</u> (2) (略) <u>4～9 (略)</u> 附 則 (連携施設に関する経過措置) 第5条 特定地域型保育事業者(特例保育所型事業所内保育事業者を除く。)は、連携施設の確保が著しく困難であって、法第59条第4号に規定する事業による支援その他の必要な適切な支援を行うことができると市が
---	--

認める場合は、第４３条第１項本文の規定にかかわらず、この条例の施行の日から起算して１５年を経過する日までの間、連携施設を確保しないことができる。

認める場合は、第４３条第１項本文の規定にかかわらず、この条例の施行の日から起算して１０年を経過する日までの間、連携施設を確保しないことができる。

（美濃加茂市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正）

第２条 美濃加茂市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成２６年美濃加茂市条例第２８号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
（保育所等との連携） 第７条 家庭的保育事業者等（居宅訪問型保育事業を行う者（以下「居宅訪問型保育事業者」という。）を除く。以下この条、次条第１項、第８条の２、第１５条第１項及び第２項、第１６条第１項、第２項及び第５項、第１７条並びに第１８条第１項から第３項まで並びに附則第３条において同じ。）は、利用乳幼児に対する保育が適正かつ確実に行われ、及び家庭的保育事業者等による保育の提供の終了後も満３歳以上の児童に対して必要な教育（教育基本法（平成１８年法律第１２０号）第６条第１項に規定する法律に定める学校において行われる教育をいう。以下この条において同じ。）又は保育が継続的に提供されるよう、次に掲げる事項に係る連携協力を行う保育所（子ども・子育て支援法（平成２４年法律第６５号）第７条第４項に規定する保育所をいう。）、幼稚園（同項に規定する幼稚園をいう。）又は認定こども園（同項に規定する認定こども園をいう。）（以下「連携施設」という。）を適切に確保しなければならない。 （１）利用乳幼児に集団保育を体験させるための機会の設定、保育の適切な提供に必要な家庭的保育事業者等に対する相談、助言その他の保育の内容に関する支援（次項に	（保育所等との連携） 第７条 家庭的保育事業者等（居宅訪問型保育事業を行う者（以下「居宅訪問型保育事業者」という。）を除く。以下この条、次条第１項、第８条の２、第１５条第１項及び第２項、第１６条第１項、第２項及び第５項、第１７条並びに第１８条第１項から第３項まで並びに附則第３条において同じ。）は、利用乳幼児に対する保育が適正かつ確実に行われ、及び家庭的保育事業者等による保育の提供の終了後も満３歳以上の児童に対して必要な教育（教育基本法（平成１８年法律第１２０号）第６条第１項に規定する法律に定める学校において行われる教育をいう。以下この条において同じ。）又は保育が継続的に提供されるよう、次に掲げる事項に係る連携協力を行う保育所（子ども・子育て支援法（平成２４年法律第６５号）第７条第４項に規定する保育所をいう。）、幼稚園（同項に規定する幼稚園をいう。）又は認定こども園（同項に規定する認定こども園をいう。）（以下「連携施設」という。）を適切に確保しなければならない。 （１）利用乳幼児に集団保育を体験させるための機会の設定、保育の適切な提供に必要な家庭的保育事業者等に対する相談、助言その他の保育の内容に関する支援を行う

において「保育内容支援」という。）を実施すること。

(2) (略)

(3) 当該家庭的保育事業者等により保育の提供を受けていた利用乳幼児（事業所内保育事業の利用乳幼児にあつては、第43条に規定するその他の乳児又は幼児に限る。以下この号及び第6項第1号において同じ。）を、当該保育の提供の終了に際して、当該利用乳幼児に係る保護者の希望に基づき、引き続き当該連携施設において受け入れて教育又は保育を提供すること。

2 市長は、家庭的保育事業者等による保育内容支援の実施に係る連携施設の確保が著しく困難であると認める場合であつて、次の各号に掲げる要件の全てを満たすと認めるときは、前項第1号の規定を適用しないこととすることができる。

(1) 家庭的保育事業者等が保育内容支援連携協力者を適切に確保すること。

(2) 次のア及びイに掲げる要件を満たすこと。

ア 家庭的保育事業者等と保育内容支援連携協力者との間でそれぞれの役割の分担及び責任の所在が明確化されていること。

イ 保育内容支援連携協力者の本来の業務の遂行に支障が生じないようにするための措置が講じられていること。

3 前項各号の保育内容支援連携協力者とは、第27条に規定する小規模保育事業A型若しくは小規模保育事業B型又は事業所内保育事業を行う者（第5項において「小規模保育事業A型事業者等」という。）であつて、第1項第1号に掲げる事項に係る連携協力を行うものをいう。

こと。

(2) (略)

(3) 当該家庭的保育事業者等により保育の提供を受けていた利用乳幼児（事業所内保育事業の利用乳幼児にあつては、第43条に規定するその他の乳児又は幼児に限る。以下この号及び次項第1号において同じ。）を、当該保育の提供の終了に際して、当該利用乳幼児に係る保護者の希望に基づき、引き続き当該連携施設において受け入れて教育又は保育を提供すること。

4 市長は、家庭的保育事業者等による代替保育の提供に係る連携施設の確保が著しく困難であると認める場合であって、次の各号に掲げる要件のいずれかを満たすときは、第1項第2号の規定を適用しないこととすることができる。

(1) 家庭的保育事業者等が代替保育連携協力を適切に確保した場合には、次のア及びイに掲げる要件を満たすと市長が認めること。

ア 家庭的保育事業者等と代替保育連携協力者との間でそれぞれの役割の分担及び責任の所在が明確化されていること。

イ 代替保育連携協力者の本来の業務の遂行に支障が生じないようにするための措置が講じられていること。

(2) 市長が家庭的保育事業者等による代替保育連携協力者の確保の促進のために必要な措置を講じてもなお当該代替保育連携協力者の確保が著しく困難であること。

5 前項各号の代替保育連携協力者とは、第1項第2号に掲げる事項に係る連携協力を行う者であって、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるものをいう。

(1) 家庭的保育事業者等が家庭的保育事業等を行う場所又は事業所（次号において「事業実施場所」という。）以外の場所又は事業所において代替保育が提供される場合 小規模保育事業A型事業者等

(2) 事業実施場所において代替保育が提供される場合 事業の規模等を勘案して小規模保育事業A型事業者等と同等の能力を有すると市が認める者

6 市長は、次のいずれかに該当するときは、第1項第3号の規定を適用しないこととする

2 市長は、次のいずれかに該当するときは、前項第3号の規定を適用しないこととする

ることができる。 (1) (略) (2) 前号の場合を除き、家庭的保育事業者等による<u>第1項第3号</u>に掲げる事項に係る連携施設の確保が、著しく困難であると認めるとき。 <u>7</u> (略) 附 則 (連携施設に関する経過措置) 第3条 家庭的保育事業者等(特例保育所型事業所内保育事業者を除く。)は、連携施設の確保が著しく困難であって、子ども・子育て支援法第59条第4号に規定する事業による支援その他の必要な適切な支援を行うことができる」と市が認める場合は、第7条第1項本文の規定にかかわらず、施行日から起算して<u>15年</u>を経過する日までの間、連携施設の確保をしないことができる。	ことができる。 (1) (略) (2) 前号の場合を除き、家庭的保育事業者等による<u>前項第3号</u>に掲げる事項に係る連携施設の確保が、著しく困難であると認めるとき。 <u>3</u> (略) 附 則 (連携施設に関する経過措置) 第3条 家庭的保育事業者等(特例保育所型事業所内保育事業者を除く。)は、連携施設の確保が著しく困難であって、子ども・子育て支援法第59条第4号に規定する事業による支援その他の必要な適切な支援を行うことができる」と市が認める場合は、第7条第1項本文の規定にかかわらず、施行日から起算して<u>10年</u>を経過する日までの間、連携施設の確保をしないことができる。
---	---

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

議第 5 号

美濃加茂市国民健康保険条例の一部を改正する条例について

美濃加茂市国民健康保険条例の一部を改正する条例を下記のとおり制定する。

令和 7 年 2 月 2 0 日提出

美濃加茂市長 藤 井 浩 人

記

美濃加茂市国民健康保険条例の一部を改正する条例

美濃加茂市国民健康保険条例（平成 1 2 年美濃加茂市条例第 9 号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
（基礎賦課限度額） 第 2 0 条 第 1 2 条の基礎賦課額は、<u>6.6 万円</u>を超えることができない。 （後期高齢者支援金等賦課限度額） 第 2 0 条の 7 第 2 0 条の 3 の後期高齢者支援金等賦課額は、<u>2.6 万円</u>を超えることができない。 （低所得者の保険料の減額） 第 3 2 条 次の各号に該当する納付義務者に対して課する保険料の賦課額のうち基礎賦課額は、第 1 2 条の基礎賦課額から、それぞれ、当該各号に定める額を減額して得た額（当該減額して得た額が<u>6.6 万円</u>を超える場合には、<u>6.6 万円</u>）とする。 (1) （略） (2) 前号に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第 3	（基礎賦課限度額） 第 2 0 条 第 1 2 条の基礎賦課額は、<u>6.5 万円</u>を超えることができない。 （後期高齢者支援金等賦課限度額） 第 2 0 条の 7 第 2 0 条の 3 の後期高齢者支援金等賦課額は、<u>2.4 万円</u>を超えることができない。 （低所得者の保険料の減額） 第 3 2 条 次の各号に該当する納付義務者に対して課する保険料の賦課額のうち基礎賦課額は、第 1 2 条の基礎賦課額から、それぞれ、当該各号に定める額を減額して得た額（当該減額して得た額が<u>6.5 万円</u>を超える場合には、<u>6.5 万円</u>）とする。 (1) （略） (2) 前号に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第 3

14条の2第2項第1号に定める金額（世帯主等のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、同号に定める金額に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加えた金額）に、30万5千円に当該年度の保険料賦課期日（賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合には、その発生した日とする。）現在において当該世帯に属する被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数を乗じて得た額を加算した金額を超えない世帯に係る保険料の納付義務者であつて前号に該当する者以外のもの

イに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額とロに掲げる額とを合算した額

イ・ロ （略）

- (3) 第1号に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合計額が、地方税法第314条の2第2項第1号に定める金額（世帯主等のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、同号に定める金額に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加えた金額）に、56万円に当該年度の保険料賦課期日（賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合には、その発生した日とする。）現在において当該世帯の属する被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数を乗じて得た額を加算した金額を超えない世帯に係る保険料の納付義務者であつて前各号に該当する者以外のもの

イに掲げる額に当該世帯に属する被保

14条の2第2項第1号に定める金額（世帯主等のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、同号に定める金額に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加えた金額）に、29万5千円に当該年度の保険料賦課期日（賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合には、その発生した日とする。）現在において当該世帯に属する被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数を乗じて得た額を加算した金額を超えない世帯に係る保険料の納付義務者であつて前号に該当する者以外のもの

イに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額とロに掲げる額とを合算した額

イ・ロ （略）

- (3) 第1号に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合計額が、地方税法第314条の2第2項第1号に定める金額（世帯主等のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、同号に定める金額に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加えた金額）に、54万5千円に当該年度の保険料賦課期日（賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合には、その発生した日とする。）現在において当該世帯の属する被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数を乗じて得た額を加算した金額を超えない世帯に係る保険料の納付義務者であつて前各号に該当する者以外のもの

イに掲げる額に当該世帯に属する被保

険者のうち当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額とロに掲げる額とを合算した額 イ・ロ　（略）	険者のうち当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額とロに掲げる額とを合算した額 イ・ロ　（略）
2　（略）	2　（略）
3　前2項の規定は、後期高齢者支援金等賦課額の減額について準用する。この場合において、第1項中「基礎賦課額」とあるのは「後期高齢者支援金等賦課額」と、「第12条」とあるのは「第20条の3」と、「<u>66万円</u>」とあるのは「<u>26万円</u>」と、前項中「第15条」とあるのは「第20条の6」と読み替えるものとする。	3　前2項の規定は、後期高齢者支援金等賦課額の減額について準用する。この場合において、第1項中「基礎賦課額」とあるのは「後期高齢者支援金等賦課額」と、「第12条」とあるのは「第20条の3」と、「<u>65万円</u>」とあるのは「<u>24万円</u>」と、前項中「第15条」とあるのは「第20条の6」と読み替えるものとする。
4　第1項及び第2項の規定は、介護納付金賦課額の減額について準用する。この場合において、第1項中「基礎賦課額」とあるのは「介護納付金賦課額」と、「第12条」とあるのは「第22条」と、「<u>66万円</u>」とあるのは「17万円」と、前項中「第15条」とあるのは「第25条」と読み替えるものとする。	4　第1項及び第2項の規定は、介護納付金賦課額の減額について準用する。この場合において、第1項中「基礎賦課額」とあるのは「介護納付金賦課額」と、「第12条」とあるのは「第22条」と、「<u>65万円</u>」とあるのは「17万円」と、前項中「第15条」とあるのは「第25条」と読み替えるものとする。
（出産被保険者の保険料の減額）	（出産被保険者の保険料の減額）
第32条の4　当該年度において、世帯に出産被保険者（国民健康保険法施行令第29条の7第5項第8号に規定する出産被保険者をいう。以下同じ。）がある場合における当該世帯の納付義務者に対して課する保険料の賦課額のうち基礎賦課額は、第12条の基礎賦課額から、次の各号の合算額を減額して得た額（当該減額して得た額が<u>66万円</u>を超える場合には、<u>66万円</u>）とする（第5項に掲げる場合を除く。）。)	第32条の4　当該年度において、世帯に出産被保険者（国民健康保険法施行令第29条の7第5項第8号に規定する出産被保険者をいう。以下同じ。）がある場合における当該世帯の納付義務者に対して課する保険料の賦課額のうち基礎賦課額は、第12条の基礎賦課額から、次の各号の合算額を減額して得た額（当該減額して得た額が<u>65万円</u>を超える場合には、<u>65万円</u>）とする（第5項に掲げる場合を除く。）。)
(1)・(2)　（略）	(1)・(2)　（略）
2　（略）	2　（略）

3 前2項の規定は、後期高齢者支援金等賦課額の減額について準用する。この場合において、第1項中「基礎賦課額」とあるのは「後期高齢者支援金等賦課額」と、「第12条」とあるのは「第20条の3」と、「66万円」とあるのは「26万円」と、第2項中「第15条」とあるのは「第20条の6」と読み替えるものとする。

4 第1項及び第2項の規定は、介護納付金賦課額の減額について準用する。この場合において、第1項中「規定する出産被保険者をいう。以下同じ。」とあるのは「規定する出産被保険者（介護納付金賦課被保険者である者に限る。）をいう。以下この項において同じ。」と、「基礎賦課額」とあるのは「介護納付金賦課額」と、「第12条」とあるのは「第22条」と、「66万円」とあるのは「17万円」と、第2項中「第15条」とあるのは「第25条」と読み替えるものとする。

5 当該年度において、第32条に規定する基準に従い保険料を減額するものとした納付義務者の世帯に出産被保険者がある場合における当該世帯の納付義務者に対して課する保険料の賦課額のうち基礎賦課額は、当該減額後の第12条の基礎賦課額から、次の各号の合算額を減額して得た額（当該減額して得た額が66万円を超える場合には、66万円）とする。

(1)・(2) (略)

6 (略)

7 前2項の規定は、後期高齢者支援金等賦課額の減額について準用する。この場合において、第5項中「基礎賦課額」とあるのは「後期高齢者支援金等賦課額」と、「第12条」とあるのは「第20条の3」と、「66万円」

3 前2項の規定は、後期高齢者支援金等賦課額の減額について準用する。この場合において、第1項中「基礎賦課額」とあるのは「後期高齢者支援金等賦課額」と、「第12条」とあるのは「第20条の3」と、「65万円」とあるのは「24万円」と、第2項中「第15条」とあるのは「第20条の6」と読み替えるものとする。

4 第1項及び第2項の規定は、介護納付金賦課額の減額について準用する。この場合において、第1項中「規定する出産被保険者をいう。以下同じ。」とあるのは「規定する出産被保険者（介護納付金賦課被保険者である者に限る。）をいう。以下この項において同じ。」と、「基礎賦課額」とあるのは「介護納付金賦課額」と、「第12条」とあるのは「第22条」と、「65万円」とあるのは「17万円」と、第2項中「第15条」とあるのは「第25条」と読み替えるものとする。

5 当該年度において、第32条に規定する基準に従い保険料を減額するものとした納付義務者の世帯に出産被保険者がある場合における当該世帯の納付義務者に対して課する保険料の賦課額のうち基礎賦課額は、当該減額後の第12条の基礎賦課額から、次の各号の合算額を減額して得た額（当該減額して得た額が65万円を超える場合には、65万円）とする。

(1)・(2) (略)

6 (略)

7 前2項の規定は、後期高齢者支援金等賦課額の減額について準用する。この場合において、第5項中「基礎賦課額」とあるのは「後期高齢者支援金等賦課額」と、「第12条」とあるのは「第20条の3」と、「65万円」

とあるのは「<u>26万円</u>」と、第6項中「第15条」とあるのは「第20条の6」と読み替えるものとする。 8 第5項及び第6項の規定は、介護納付金賦課額の減額について準用する。この場合において、第5項中「出産被保険者」とあるのは「出産被保険者（介護納付金賦課被保険者である者に限る。以下この項において同じ。）」と、「基礎賦課額」とあるのは「介護納付金賦課額」と、「第12条」とあるのは「第22条」と、「<u>66万円</u>」とあるのは「17万円」と、第6項中「第15条」とあるのは「第25条」と読み替えるものとする。	とあるのは「<u>24万円</u>」と、第6項中「第15条」とあるのは「第20条の6」と読み替えるものとする。 8 第5項及び第6項の規定は、介護納付金賦課額の減額について準用する。この場合において、第5項中「出産被保険者」とあるのは「出産被保険者（介護納付金賦課被保険者である者に限る。以下この項において同じ。）」と、「基礎賦課額」とあるのは「介護納付金賦課額」と、「第12条」とあるのは「第22条」と、「<u>65万円</u>」とあるのは「17万円」と、第6項中「第15条」とあるのは「第25条」と読み替えるものとする。
--	--

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の美濃加茂市国民健康保険条例の規定は、令和7年度以後の年度分の保険料について適用し、令和6年度までの保険料については、なお従前の例による。

議第 6 号

美濃加茂市営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例
について

美濃加茂市営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を下記のとおり制定する。

令和 7 年 2 月 2 0 日提出

美濃加茂市長 藤 井 浩 人

記

美濃加茂市営住宅の設置及び管理に関する条例

美濃加茂市営住宅の設置及び管理に関する条例（平成 9 年美濃加茂市条例第 1 6 号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
（住宅入居の手続） 第 1 1 条 市営住宅の入居決定者は、決定のあった日から 1 0 日以内に、次に掲げる手続をしなければならない。 （1）<u>契約書及び規則で定める書類</u>を提出すること。 （2）（略） 2 （略） <u>3</u> 市長は、市営住宅の入居決定者が第 1 項又は<u>前項</u>に規定する期間内に第 1 項の手続をしないときは、市営住宅の入居の決定を取り	（住宅入居の手続） 第 1 1 条 市営住宅の入居決定者は、決定のあった日から 1 0 日以内に、次に掲げる手続をしなければならない。 （1）<u>入居決定者と同程度以上の収入を有する者で、市長が適当と認める連帯保証人 1 人の連署する契約書</u>を提出すること。 （2）（略） 2 （略） <u>3</u> <u>第 1 項第 1 号の規定にかかわらず、市長は、特別の事情があると認めたときは、契約書に連帯保証人の連署を免除することができる。</u> <u>4</u> 市長は、市営住宅の入居決定者が第 1 項又は<u>第 2 項</u>に規定する期間内に第 1 項の手続をしないときは、市営住宅の入居の決定を取

消すことができる。	り消すことができる。
<u>4・5</u> (略)	<u>5・6</u> (略)
	(連帯保証人の責務) <u>第11条の2</u> 連帯保証人は、入居者がこの条例及びこの条例に基づく規則に定める義務を履行しないときは、直ちに入居者に代わってその義務を履行しなければならない。ただし、連帯保証人の負担する債務の極度額は、<u>入居当初家賃の24月分とする。</u>
(家賃の納付)	(家賃の納付)
第17条 市長は、入居者から<u>第11条第4項</u>の入居可能日から当該入居者が市営住宅を明け渡した日(第32条第1項又は第37条第1項の規定による明渡しの期限として指定した日の前日又は明け渡した日のいずれか早い日。第42条第1項の規定による明渡しの請求のあったときは明渡しの請求のあった日)までの間、家賃を徴収する。	第17条 市長は、入居者から<u>第11条第5項</u>の入居可能日から当該入居者が市営住宅を明け渡した日(第32条第1項又は第37条第1項の規定による明渡しの期限として指定した日の前日又は明け渡した日のいずれか早い日。第42条第1項の規定による明渡しの請求のあったときは明渡しの請求のあった日)までの間、家賃を徴収する。
2～5 (略)	2～5 (略)
(準用)	(準用)
第46条 社会福祉法人等による市営住宅の使用に当たっては、第17条から第28条まで、第37条及び第41条の規定を準用する。この場合において、これらの規定中「家賃」とあるのは「使用料」と、「入居者」とあるのは「社会福祉法人等」と、第17条中「<u>第11条第4項</u>」とあるのは「第44条第2項」と、「入居可能日」とあるのは「使用開始可能日」と、「第32条第1項又は第37条第1項」とあるのは「第37条第1項」と、「第42条第1項」とあるのは「第49条」と読み替えるものとする。	第46条 社会福祉法人等による市営住宅の使用に当たっては、第17条から第28条まで、第37条及び第41条の規定を準用する。この場合において、これらの規定中「家賃」とあるのは「使用料」と、「入居者」とあるのは「社会福祉法人等」と、第17条中「<u>第11条第5項</u>」とあるのは「第44条第2項」と、「入居可能日」とあるのは「使用開始可能日」と、「第32条第1項又は第37条第1項」とあるのは「第37条第1項」と、「第42条第1項」とあるのは「第49条」と読み替えるものとする。
(準用)	(準用)
第63条 駐車場の使用については、第55条	第63条 駐車場の使用については、第55条

から前条までに定めるもののほか、第 17 条、第 26 条及び第 27 条本文の規定を準用する。この場合において、これらの規定中「家賃」とあるのは「使用料」と、「入居者」とあるのは「使用者」と、「市営住宅」とあるのは「駐車場」と、「入居」とあるのは「使用」と、第 17 条中「<u>第 11 条第 4 項の</u>」とあるのは「規則に定める」と、「入居可能日」とあるのは「使用許可日」と、「第 42 条第 1 項」とあるのは「第 62 条第 1 項」と、第 17 条第 5 項中「住宅に」とあるのは「駐車場を」と、「第 41 条」とあるのは「規則」と読み替えるものとする。	から前条までに定めるもののほか、第 17 条、第 26 条及び第 27 条本文の規定を準用する。この場合において、これらの規定中「家賃」とあるのは「使用料」と、「入居者」とあるのは「使用者」と、「市営住宅」とあるのは「駐車場」と、「入居」とあるのは「使用」と、第 17 条中「<u>第 11 条第 5 項の</u>」とあるのは「規則に定める」と、「入居可能日」とあるのは「使用許可日」と、「第 42 条第 1 項」とあるのは「第 62 条第 1 項」と、第 17 条第 5 項中「住宅に」とあるのは「駐車場を」と、「第 41 条」とあるのは「規則」と読み替えるものとする。
---	---

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の美濃加茂市営住宅の設置及び管理に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後に第 8 条第 2 項に規定する入居者の決定及び第 13 条第 1 項に規定する入居の承継の承認がされた者について適用し、同日前に入居者の決定及び入居の承継の承認がされた者については、なお従前の例による。

議第 7 号

美濃加茂市都市計画税条例及び美濃加茂市情報公開・個人情報保護審査会条例の一部を改正する条例について

美濃加茂市都市計画税条例及び美濃加茂市情報公開・個人情報保護審査会条例の一部を改正する条例を下記のとおり制定する。

令和 7 年 2 月 2 0 日提出

美濃加茂市長 藤 井 浩 人

記

美濃加茂市都市計画税条例及び美濃加茂市情報公開・個人情報保護審査会条例の一部を改正する条例

(美濃加茂市都市計画税条例の一部改正)

第 1 条 美濃加茂市都市計画税条例（昭和 3 2 年美濃加茂市条例第 1 号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
附 則 （改修実演芸術公演施設に対する都市計画税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告） 7 法附則第 1 5 条の 1 1 第 1 項の改修実演芸術公演施設について、同項の規定の適用を受けようとする者は、同項に規定する利便性等向上改修工事が完了した日から 3 月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行規則（平成 1 8 年国土交通省令第 1 1 0 号）第 1 0 条第 2 項に規定する通知書の写し及び主として劇場、音楽堂等の活性化に関する法律（平成 2 4 年法律第 4 9 号）第 2 条第 2 項に規定する実演芸術の公演の用	附 則 （改修実演芸術公演施設に対する都市計画税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告） 7 法附則第 1 5 条の 1 1 第 1 項の改修実演芸術公演施設について、同項の規定の適用を受けようとする者は、同項に規定する利便性等向上改修工事が完了した日から 3 月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行規則（平成 1 8 年国土交通省令第 1 1 0 号）第 1 0 条第 2 項に規定する通知書の写し及び主として劇場、音楽堂等の活性化に関する法律（平成 2 4 年法律第 4 9 号）第 2 条第 2 項に規定する実演芸術の公演の用

に供する施設である旨を証する書類を添付して市長に提出しなければならない。 (1) 納税義務者の住所、氏名又は名称及び個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第5項に規定する個人番号をいい、当該書類を提出する者の同項に規定する個人番号に限る。以下この号において同じ。）又は法人番号（<u>同条第16項</u>に規定する法人番号をいう。以下この号において同じ。）（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称） (2)～(6) （略）	に供する施設である旨を証する書類を添付して市長に提出しなければならない。 (1) 納税義務者の住所、氏名又は名称及び個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第5項に規定する個人番号をいい、当該書類を提出する者の同項に規定する個人番号に限る。以下この号において同じ。）又は法人番号（<u>同条第15項</u>に規定する法人番号をいう。以下この号において同じ。）（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称） (2)～(6) （略）
--	--

（美濃加茂市情報公開・個人情報保護審査会条例の一部改正）

第2条 美濃加茂市情報公開・個人情報保護審査会条例の一部を改正する条例（令和5年美濃加茂市条例第2号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
（所掌事務） 第4条 審査会の所掌事務は、次のとおりとする。 (1)～(6) （略） (7) 特定個人情報保護評価に関する規則（平成26年特定個人情報保護委員会規則第1号）第7条第4項の規定により、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第28条第1項の規定する評価書に記載された同法<u>第2条第10項</u>に規定する特定個人情報ファイルの取扱いについて調査審議し、実施機関に意見を述べること。	（所掌事務） 第4条 審査会の所掌事務は、次のとおりとする。 (1)～(6) （略） (7) 特定個人情報保護評価に関する規則（平成26年特定個人情報保護委員会規則第1号）第7条第4項の規定により、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第28条第1項の規定する評価書に記載された同法<u>第2条第9項</u>に規定する特定個人情報ファイルの取扱いについて調査審議し、実施機関に意見を述べること。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

議第 8 号

美濃加茂市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例について

美濃加茂市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例を下記のとおり制定する。

令和 7 年 2 月 2 0 日提出

美濃加茂市長 藤 井 浩 人

記

美濃加茂市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例

美濃加茂市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例（昭和 3 9 年美濃加茂市条例第 2 0 号）の一部を次のように改正する。

改正後							改正前						
別表（第 2 条関係）							別表（第 2 条関係）						
退職報償金支給額表							退職報償金支給額表						
勤 務 年 数	団員	部 長 及 び 班長	副分 団長	分団 長	副団 長	団長		団員	部 長 及 び 班長	副分 団長	分団 長	副団 長	団長
(略)							(略)						
3 0 年	(略)						3 0 年	(略)					
							以上						
3 1 年	7 0	7 5	8 2	8 6	9 2	9 9							
	9	4	9	9	9	9							
3 2 年	7 2	7 7	8 4	8 8	9 4	1 0							
	9	4	9	9	9	1 9							
3 3 年	7 4	7 9	8 6	9 0	9 6	1 0							
	9	4	9	9	9	3 9							
3 4 年	7 6	8 1	8 8	9 2	9 8	1 0							

	<u>9</u>	<u>4</u>	<u>9</u>	<u>9</u>	<u>9</u>	<u>5 9</u>
3 5 年	<u>7 8</u>	<u>8 3</u>	<u>9 0</u>	<u>9 4</u>	<u>1 0</u>	<u>1 0</u>
以上	<u>9</u>	<u>4</u>	<u>9</u>	<u>9</u>	<u>0 9</u>	<u>7 9</u>
備考 (略)						

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の別表の規定は、この条例の施行の日以後に退職する非常勤消防団員について適用し、同日前に退職した非常勤消防団員については、なお従前の例による。

議第 9 号

美濃加茂市職員の分限に関する条例の一部を改正する条例について

美濃加茂市職員の分限に関する条例の一部を改正する条例を下記のとおり制定する。

令和 7 年 2 月 2 0 日提出

美濃加茂市長 藤 井 浩 人

記

美濃加茂市職員の分限に関する条例（昭和 2 9 年美濃加茂市条例第 8 号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
（降任及び免職の手続） 第 2 条 任命権者は、職員をその意に反して降任し、又は免職する場合においては次の各号のいずれかに従わなければならない。 （1）法第 2 8 条第 1 項第 1 号の事由による処分を行う場合は、人事評価その他の勤務成績を評定するに足ると認められる客観的事実に基づき、<u>職位から見て期待どおりの能力発揮ができていない場合</u>（以下「<u>能力発揮が期待を下回る場合</u>」という。）その他勤務の状況を示す事実に基づき勤務実績が良くないと認められた場合で、指導その他の任命権者が定める措置を行つたにもかかわらず、勤務実績が良くないことが明らかとなきとすること。 （2）～（4） （略） 2 （略）	（降任及び免職の手続） 第 2 条 任命権者は、職員をその意に反して降任し、又は免職する場合においては次の各号のいずれかに従わなければならない。 （1）法第 2 8 条第 1 項第 1 号の事由による処分を行う場合は、人事評価その他の勤務成績を評定するに足ると認められる客観的事実に基づき、<u>職員の能力評価又は業績評価の実施権者による確認が行われた全体評語が最下位の段階である場合</u>（以下「<u>定期評価の全体評語が最下位の段階である場合</u>」という。）その他勤務の状況を示す事実に基づき勤務実績が良くないと認められた場合で、指導その他の任命権者が定める措置を行つたにもかかわらず、勤務実績が良くないことが明らかとなきとすること。 （2）～（4） （略） 2 （略）

(降格の事由)

第7条 任命権者は、職員が降任により現に属する職務の級より同一の給料表の下位の職務の級に分類されている職務を遂行することとなつた場合のほか、次の各号のいずれかに掲げる事由に該当し、必要があると認める場合は、当該職員を降格するものとする。この場合において、第2号の規定により職員のうちいずれを降格させるかは、任命権者が、勤務成績、勤務年数その他の事実に基づき、公正に判断して定めるものとする。

(1) 次に掲げる事由のいずれかに該当する場合（職員が降任された場合を除く。）

ア 能力発揮が期待を下回る場合その他勤務の状況を示す事実に基づき勤務実績が良くないと認められる場合において、指導その他の任命権者が定める措置を行ったにもかかわらず、なお勤務実績が良くない状態が改善されないときであつて、当該職員がその職務の級に分類されている職務を遂行することが困難であると認められるとき。

イ・ウ （略）

(2) （略）

(降号の事由)

第8条 任命権者は、能力発揮が期待を下回る場合その他勤務の状況を示す事実に基づき勤務実績が良くないと認められる場合であり、かつ、その職務の級に分類されている職務を遂行することが可能であると認められる場合であつて、指導その他の任命権者が定める措置を行ったにもかかわらず、なお勤務実績が良くない状態が改善されない場合において、必要があると認めるときは、当該職

(降格の事由)

第7条 任命権者は、職員が降任により現に属する職務の級より同一の給料表の下位の職務の級に分類されている職務を遂行することとなつた場合のほか、次の各号のいずれかに掲げる事由に該当し、必要があると認める場合は、当該職員を降格するものとする。この場合において、第2号の規定により職員のうちいずれを降格させるかは、任命権者が、勤務成績、勤務年数その他の事実に基づき、公正に判断して定めるものとする。

(1) 次に掲げる事由のいずれかに該当する場合（職員が降任された場合を除く。）

ア 定期評価の全体評価が最下位の段階である場合その他勤務の状況を示す事実に基づき勤務実績が良くないと認められる場合において、指導その他の任命権者が定める措置を行ったにもかかわらず、なお勤務実績が良くない状態が改善されないときであつて、当該職員がその職務の級に分類されている職務を遂行することが困難であると認められるとき。

イ・ウ （略）

(2) （略）

(降号の事由)

第8条 任命権者は、定期評価の全体評価が最下位の段階である場合その他勤務の状況を示す事実に基づき勤務実績が良くないと認められる場合であり、かつ、その職務の級に分類されている職務を遂行することが可能であると認められる場合であつて、指導その他の任命権者が定める措置を行ったにもかかわらず、なお勤務実績が良くない状態が改善されない場合において、必要があると認め

員を降号するものとする。	るときは、当該職員を降号するものとする。
--------------	----------------------

附 則

この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

議第 10 号

美濃加茂市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について

美濃加茂市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例を下記のとおり制定する。

令和 7 年 2 月 20 日提出

美濃加茂市長 藤 井 浩 人

記

美濃加茂市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例
(美濃加茂市職員の給与に関する条例の一部改正)
第 1 条 美濃加茂市職員の給与に関する条例(昭和 29 年美濃加茂市条例第 23 号)
の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
(扶養手当) 第 10 条 (略) 2 前項の扶養親族とは、次に掲げる者で他に 生計の途がなく主としてその職員の扶養を 受けているものをいう。 <u>(1)～(5)</u> (略) 3 扶養手当の月額、前項第 1 号に該当する 扶養親族(以下「扶養親族たる子」という。) については 1 人につき <u>1 万 3,000 円</u> 、前 項第 2 号から第 5 号までのいずれかに該当 する扶養親族については 1 人につき <u>6,500</u> <u>円</u> とする。 4 扶養親族たる子のうちに満 15 歳に達す る日後の最初の 4 月 1 日から満 22 歳に達	(扶養手当) 第 10 条 (略) 2 前項の扶養親族とは、次に掲げる者で他に 生計の途がなく主としてその職員の扶養を 受けているものをいう。 <u>(1) 配偶者(届出はしないが事実上婚姻関係 と同様の事情にある者を含む。以下同じ。)</u> <u>(2)～(6)</u> (略) 3 扶養手当の月額、前項第 1 号及び第 3 号 から第 6 号までのいずれかに該当する扶養 親族については 1 人につき <u>6,500 円</u> 、前 項第 2 号に該当する扶養親族(以下「扶養親 族たる子」という。)については 1 人につき <u>1 万円</u> とする。 4 扶養親族たる子のうちに満 15 歳に達す る日後の最初の 4 月 1 日から満 22 歳に達

する日以後の最初の３月３１日までの間にある子がいる場合における扶養手当の月額
は、前項の規定にかかわらず、５，０００円に当該期間にある当該扶養親族たる子の数
を乗じて得た額を同項の規定による額に加
算した額とする。

５ 前各項に規定するもののほか、扶養親族の
数の変更に伴う支給額の改定その他の扶養
手当の支給に関し必要な事項は、規則で定め
る。

第１１条 削除

する日以後の最初の３月３１日までの間(以下「特定期間」という。)にある子がいる場
合における扶養手当の月額は、前項の規定に
にかかわらず、５，０００円に特定期間にある
当該扶養親族たる子の数を乗じて得た額を
同項の規定による額に加算した額とする。

第１１条 新たに職員となつた者に扶養親族
がある場合又は職員に次の各号のいずれか
に該当する事実が生じた場合においては、そ
の職員は、直ちにその旨を任命権者に届け出
なければならない。

(１) 新たに扶養親族としての要件を具備す
るに至つた者がある場合

(２) 扶養親族としての要件を欠くに至つた
者がある場合（扶養親族たる子又は前条第
２項第３号若しくは第５号に該当する扶
養親族が、満２２歳に達した日以後の最初
の３月３１日の経過により、扶養親族とし
ての要件を欠くに至つた場合を除く。）

２ 扶養手当の支給は、新たに職員となつた者
に扶養親族がある場合においてはその者が
職員となつた日、職員に扶養親族で前項の規
定による届出に係るものがない場合におい
てその職員に同項第１号に掲げる事実が生
じたときはその事実が生じた日の属する月
の翌月（これらの日が月の初日であるとき
は、その日の属する月）から開始し、扶養手
当を受けている職員が離職し、又は死亡した
場合においてはそれぞれの者が離職し、又は
死亡した日、扶養手当を受けている職員の扶
養親族で同項の規定による届出に係るもの

(地域手当) 第 1 1 条の 2 職員には、地域手当を支給する。 2 地域手当の月額、給料、管理職手当及び扶養手当の月額の合計額に<u>1 0 0 分の 3</u> (人事交流等により市の規則で定める地域に在勤する職員にあつては、<u>1 0 0 分の 2 0</u>を超	<u>の全てが扶養親族としての要件を欠くに至つた場合においてはその事実が生じた日の属する月 (これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月) をもつて終わる。ただし、扶養手当の支給の開始については、同項の規定による届出が、これに係る事実の生じた日から 1 5 日を経過した後になされたときは、その届出を受理した日の属する月の翌月 (その日が月の初日であるときは、その日の属する月) から行うものとする。</u> 3 <u>扶養手当は、次の各号のいずれかに掲げる事実が生じた場合においては、その事実が生じた日の属する月の翌月 (これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月) からその支給額を改定する。前項ただし書の規定は、第 1 号に掲げる事実が生じた場合における扶養手当の支給額の改定について準用する。</u> (1) <u>新たに扶養親族としての要件を具備するに至つた者がある場合</u> (2) <u>扶養手当を受けている職員の扶養親族で第 1 項の規定による届出に係るものの一部が扶養親族たる要件を欠くに至つた場合</u> (3) <u>職員の扶養親族たる子で第 1 項の規定による届出に係るもののうち特定期間にある子でなかつた者が特定期間にある子となつた場合</u> (地域手当) 第 1 1 条の 2 <u>地域手当は、市の規則で定める地域に在勤する職員に支給する。</u> 2 地域手当の月額、給料、管理職手当及び扶養手当の月額の合計額に<u>1 0 0 分の 2 0</u>を超えない範囲内で市の規則で定める割合を乗じて得た額とする。
--	--

えない範囲内で市の規則で定める割合)を乗じて得た額とする。

3 前2項に規定するもののほか、地域手当の支給に関し必要な事項は、市の規則で定める。

(住居手当)

第11条の3 住居手当は、次に掲げる職員に支給する。

(1) (略)

(2) 第12条の2第1項又は第3項の規定により単身赴任手当を支給される職員で、配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。同条において同じ。)が居住するための住宅(職員宿舍その他市の規則で定める住宅を除く。)を借り受け、月額1万6,000円を超える家賃を支払っているもの又はこれらのものとの権衡上必要があると認められるものとして市の規則で定めるもの

2・3 (略)

(管理職員特別勤務手当)

第19条の2 管理職員が臨時又は緊急の必要その他の公務の運営の必要により、勤務時間条例第3条第1項及び第4項、第4条並びに第5条の規定に基づく週休日又は祝日法による休日等若しくは年末年始の休日等(次項において「週休日等」という。)に勤務をした場合は、当該職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。

2 前項に規定する場合のほか、管理職員が災害への対処その他の臨時又は緊急の必要により午後10時から翌日の午前5時までの間(週休日等に含まれる時間を除く。)であって正規の勤務時間以外の時間に勤務をし

(住居手当)

第11条の3 住居手当は、次に掲げる職員に支給する。

(1) (略)

(2) 第12条の2第1項又は第3項の規定により単身赴任手当を支給される職員で、配偶者が居住するための住宅(職員宿舍その他市の規則で定める住宅を除く。)を借り受け、月額16,000円を超える家賃を支払っているもの又はこれらのものとの権衡上必要があると認められるものとして市の規則で定めるもの

2・3 (略)

(管理職員特別勤務手当)

第19条の2 管理職員が臨時又は緊急の必要その他の公務の運営の必要により、勤務時間条例第3条第1項及び第4項、第4条並びに第5条の規定に基づく週休日又は祝日法による休日等若しくは年末年始の休日等(次項において「週休日等」という。)に勤務した場合は、当該職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。

2 前項に規定する場合のほか、管理職員が災害への対処その他の臨時又は緊急の必要により週休日等以外の日の午前0時から午前5時までの間であって正規の勤務時間以外の時間に勤務した場合は、当該職員には、管

た場合は、当該職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。 3 管理職員特別勤務手当の額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号の定める額（前2項に規定する勤務に従事する時間等を考慮して市の規則で定める勤務をした職員にあつては、この額に100分の150を乗じて得た額）とする。 (1) 第1項に規定する場合 同項の勤務1回につき、12,000円を超えない範囲内において市の規則で定める額 (2) (略) 4 (略) (管理職員等についての適用除外) 第19条の3 (略) 2 第5条第3項及び第4項、第6条、第9条の2並びに第10条の規定は、定年前再任用短時間勤務職員には適用しない。 3～5 (略) 第22条 管理職手当、地域手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、期末手当、勤勉手当、災害派遣手当、武力攻撃災害等派遣手当及び特定新型インフルエンザ等対策派遣手当の支給に関し必要な事項は、市の規則で定める。 別表第1（第3条関係） 【別表第1（改正後）】	理職員特別勤務手当を支給する。 3 管理職員特別勤務手当の額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号の定める額とする。 (1) 第1項に規定する場合 同項の勤務1回につき、12,000円を超えない範囲内において市の規則で定める額（当該勤務に従事する時間等を考慮して市の規則で定める勤務をした職員にあつては、この額に100分の150を乗じて得た額） (2) (略) 4 (略) (管理職員等についての適用除外) 第19条の3 (略) 2 第5条第3項及び第4項、第6条、第9条の2、<u>第10条並びに第11条の3</u>の規定は、定年前再任用短時間勤務職員には適用しない。 3～5 (略) 第22条 管理職手当、<u>扶養手当</u>、<u>地域手当</u>、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、期末手当、勤勉手当、災害派遣手当、武力攻撃災害等派遣手当及び特定新型インフルエンザ等対策派遣手当の支給に関し必要な事項は、市の規則で定める。 別表第1（第3条関係） 【別表第1（改正前）】
---	---

【別表第1（改正前）】

給料表

(単位：円)

職員 の区 分	職務の 級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
	(略)							
定年	1	(略)	(略)	<u>261,300</u>	<u>287,300</u>	<u>309,800</u>	<u>335,000</u>	<u>373,400</u>
前再	2			<u>262,300</u>	<u>288,900</u>	<u>311,500</u>	<u>336,900</u>	<u>376,000</u>
任用	3			<u>263,300</u>	<u>290,400</u>	<u>313,200</u>	<u>338,700</u>	<u>378,300</u>
短時	4			<u>264,300</u>	<u>291,900</u>	<u>314,700</u>	<u>340,500</u>	<u>380,500</u>
間勤	5			<u>265,300</u>	<u>293,400</u>	<u>316,100</u>	<u>342,200</u>	<u>382,400</u>
務職	6			<u>266,300</u>	<u>294,900</u>	<u>317,400</u>	<u>343,900</u>	<u>384,700</u>
員以	7			<u>267,300</u>	<u>296,300</u>	<u>318,700</u>	<u>345,500</u>	<u>386,800</u>
外の	8			<u>268,300</u>	<u>297,600</u>	<u>320,000</u>	<u>347,200</u>	<u>388,800</u>
職員	9			<u>269,300</u>	<u>298,800</u>	<u>321,300</u>	<u>348,800</u>	<u>390,800</u>
	1 0			<u>270,300</u>	<u>300,300</u>	<u>323,100</u>	<u>350,500</u>	<u>393,100</u>
	1 1			<u>271,300</u>	<u>301,800</u>	<u>324,900</u>	<u>352,100</u>	<u>395,300</u>
	1 2			<u>272,300</u>	<u>303,200</u>	<u>326,600</u>	<u>353,700</u>	<u>397,500</u>
	1 3			<u>273,300</u>	<u>304,600</u>	<u>328,300</u>	<u>355,200</u>	<u>399,700</u>
	1 4			<u>274,300</u>	<u>305,700</u>	<u>330,000</u>	<u>356,900</u>	<u>402,000</u>
	1 5			<u>275,300</u>	<u>306,700</u>	<u>331,700</u>	<u>358,500</u>	<u>404,200</u>
	1 6			<u>276,400</u>	<u>307,900</u>	<u>333,400</u>	<u>360,100</u>	<u>406,500</u>
	1 7			<u>277,400</u>	<u>309,100</u>	<u>335,000</u>	<u>361,700</u>	<u>408,300</u>
	1 8			<u>278,700</u>	<u>310,700</u>	<u>336,700</u>	<u>363,500</u>	<u>410,200</u>
	1 9			<u>280,000</u>	<u>312,300</u>	<u>338,400</u>	<u>365,000</u>	<u>412,100</u>
	2 0			<u>281,200</u>	<u>313,900</u>	<u>340,000</u>	<u>366,600</u>	<u>413,900</u>
	2 1			<u>282,500</u>	<u>315,400</u>	<u>341,500</u>	<u>368,000</u>	<u>415,700</u>
	2 2			<u>283,800</u>	<u>317,000</u>	<u>343,100</u>	<u>369,600</u>	<u>417,500</u>
	2 3			<u>285,000</u>	<u>318,600</u>	<u>344,700</u>	<u>371,200</u>	<u>419,300</u>
	2 4			<u>286,200</u>	<u>320,200</u>	<u>346,200</u>	<u>372,700</u>	<u>421,100</u>
	2 5			<u>287,300</u>	<u>321,700</u>	<u>347,600</u>	<u>374,600</u>	<u>422,700</u>
	2 6			<u>288,500</u>	<u>323,400</u>	<u>349,300</u>	<u>376,500</u>	<u>424,200</u>
	2 7			<u>289,800</u>	<u>325,000</u>	<u>350,900</u>	<u>378,400</u>	<u>425,700</u>
	2 8			<u>291,100</u>	<u>326,600</u>	<u>352,500</u>	<u>380,200</u>	<u>427,200</u>
	2 9			<u>292,400</u>	<u>328,000</u>	<u>353,700</u>	<u>381,700</u>	<u>428,700</u>
	3 0			<u>293,400</u>	<u>329,700</u>	<u>355,200</u>	<u>383,500</u>	<u>430,000</u>
	3 1			<u>294,400</u>	<u>331,400</u>	<u>356,700</u>	<u>385,200</u>	<u>431,300</u>
	3 2			<u>295,500</u>	<u>333,000</u>	<u>358,200</u>	<u>386,800</u>	<u>432,500</u>
	3 3			<u>296,600</u>	<u>334,200</u>	<u>359,900</u>	<u>388,500</u>	<u>433,700</u>

3 4	<u>297, 800</u>	<u>336, 100</u>	<u>361, 700</u>	<u>389, 900</u>	<u>435, 000</u>
3 5	<u>298, 900</u>	<u>337, 800</u>	<u>363, 400</u>	<u>391, 300</u>	<u>436, 300</u>
3 6	<u>300, 100</u>	<u>339, 400</u>	<u>365, 100</u>	<u>392, 700</u>	<u>437, 500</u>
3 7	<u>301, 300</u>	<u>340, 900</u>	<u>366, 500</u>	<u>394, 100</u>	<u>438, 700</u>
3 8	<u>302, 600</u>	<u>342, 500</u>	<u>367, 800</u>	<u>395, 300</u>	<u>439, 500</u>
3 9	<u>303, 900</u>	<u>344, 100</u>	<u>369, 000</u>	<u>396, 500</u>	<u>440, 300</u>
4 0	<u>305, 200</u>	<u>345, 700</u>	<u>370, 400</u>	<u>397, 500</u>	<u>441, 100</u>
4 1	<u>306, 500</u>	<u>347, 400</u>	<u>371, 500</u>	<u>398, 600</u>	<u>441, 700</u>
4 2	<u>307, 800</u>	<u>349, 200</u>	<u>372, 400</u>	<u>399, 800</u>	<u>442, 300</u>
4 3	<u>309, 100</u>	<u>351, 000</u>	<u>373, 400</u>	<u>400, 900</u>	<u>442, 900</u>
4 4	<u>310, 400</u>	<u>352, 800</u>	<u>374, 500</u>	<u>402, 000</u>	<u>443, 500</u>
4 5	<u>311, 700</u>	<u>354, 300</u>	<u>375, 300</u>	<u>402, 700</u>	<u>444, 200</u>
4 6	<u>313, 000</u>	<u>355, 700</u>	<u>376, 200</u>	<u>403, 400</u>	<u>445, 000</u>
4 7	<u>314, 300</u>	<u>357, 100</u>	<u>377, 100</u>	<u>404, 100</u>	<u>445, 400</u>
4 8	<u>315, 400</u>	<u>358, 500</u>	<u>377, 900</u>	<u>404, 800</u>	<u>446, 100</u>
4 9	<u>316, 300</u>	<u>360, 000</u>	<u>378, 700</u>	<u>405, 400</u>	<u>446, 600</u>
5 0	<u>317, 600</u>	<u>360, 800</u>	<u>379, 500</u>	<u>406, 000</u>	<u>447, 000</u>
5 1	<u>318, 900</u>	<u>361, 800</u>	<u>380, 300</u>	<u>406, 500</u>	<u>447, 400</u>
5 2	<u>320, 200</u>	<u>362, 800</u>	<u>381, 000</u>	<u>406, 900</u>	<u>447, 800</u>
5 3	<u>321, 400</u>	<u>363, 700</u>	<u>381, 700</u>	<u>407, 300</u>	<u>448, 200</u>
5 4	<u>322, 700</u>	<u>364, 800</u>	<u>382, 400</u>	<u>407, 500</u>	<u>448, 600</u>
5 5	<u>323, 900</u>	<u>365, 700</u>	<u>383, 100</u>	<u>407, 800</u>	<u>449, 000</u>
5 6	<u>325, 100</u>	<u>366, 700</u>	<u>383, 800</u>	<u>408, 100</u>	<u>449, 300</u>
5 7	<u>326, 400</u>	<u>367, 600</u>	<u>384, 300</u>	<u>408, 400</u>	<u>449, 600</u>
5 8	<u>327, 500</u>	<u>368, 300</u>	<u>384, 900</u>	<u>408, 700</u>	<u>450, 000</u>
5 9	<u>328, 600</u>	<u>369, 000</u>	<u>385, 500</u>	<u>409, 000</u>	<u>450, 300</u>
6 0	<u>329, 700</u>	<u>369, 600</u>	<u>386, 200</u>	<u>409, 300</u>	<u>450, 600</u>
6 1	<u>330, 400</u>	<u>370, 000</u>	<u>386, 600</u>	<u>409, 500</u>	<u>450, 900</u>
6 2	<u>331, 300</u>	<u>370, 600</u>	<u>387, 200</u>	<u>409, 800</u>	
6 3	<u>332, 000</u>	<u>371, 300</u>	<u>387, 800</u>	<u>410, 100</u>	
6 4	<u>332, 800</u>	<u>372, 000</u>	<u>388, 300</u>	<u>410, 400</u>	
6 5	<u>333, 600</u>	<u>372, 300</u>	<u>388, 700</u>	<u>410, 600</u>	
6 6	<u>334, 000</u>	<u>373, 000</u>	<u>389, 300</u>	<u>410, 900</u>	
6 7	<u>334, 600</u>	<u>373, 700</u>	<u>389, 900</u>	<u>411, 200</u>	
6 8	<u>335, 300</u>	<u>374, 300</u>	<u>390, 400</u>	<u>411, 500</u>	
6 9	<u>336, 100</u>	<u>374, 600</u>	<u>390, 800</u>	<u>411, 700</u>	

7 0
7 1
7 2
7 3
7 4
7 5
7 6
7 7
7 8
7 9
8 0
8 1
8 2
8 3
8 4
8 5
8 6
8 7
8 8
8 9
9 0
9 1
9 2
9 3
9 4
9 5
9 6
9 7
9 8
9 9
1 0 0
1 0 1
1 0 2
1 0 3
1 0 4
1 0 5

<u>336,800</u>	<u>375,100</u>	<u>391,300</u>	<u>412,000</u>	
<u>337,500</u>	<u>375,700</u>	<u>391,800</u>	<u>412,300</u>	
<u>338,100</u>	<u>376,300</u>	<u>392,400</u>	<u>412,500</u>	
<u>338,600</u>	<u>376,600</u>	<u>392,700</u>	<u>412,700</u>	
<u>339,200</u>	<u>377,200</u>	<u>393,100</u>	<u>413,000</u>	
<u>339,700</u>	<u>377,900</u>	<u>393,500</u>	<u>413,300</u>	
<u>340,300</u>	<u>378,500</u>	<u>393,900</u>	<u>413,500</u>	
<u>340,600</u>	<u>378,900</u>	<u>394,200</u>	<u>413,700</u>	
<u>341,100</u>	<u>379,400</u>	<u>394,500</u>	<u>414,000</u>	
<u>341,500</u>	<u>380,000</u>	<u>394,800</u>	<u>414,300</u>	
<u>341,900</u>	<u>380,500</u>	<u>395,000</u>	<u>414,500</u>	
<u>342,300</u>	<u>381,000</u>	<u>395,200</u>	<u>414,700</u>	
<u>342,800</u>	<u>381,600</u>	<u>395,500</u>	<u>415,000</u>	
<u>343,300</u>	<u>382,100</u>	<u>395,800</u>	<u>415,300</u>	
<u>343,800</u>	<u>382,400</u>	<u>396,000</u>	<u>415,500</u>	
<u>344,100</u>	<u>382,800</u>	<u>396,200</u>	<u>415,700</u>	
<u>344,500</u>	<u>383,300</u>	<u>396,500</u>		
<u>344,900</u>	<u>383,700</u>	<u>396,800</u>		
<u>345,300</u>	<u>384,100</u>	<u>397,000</u>		
<u>345,600</u>	<u>384,500</u>	<u>397,200</u>		
<u>346,000</u>	<u>385,000</u>	<u>397,500</u>		
<u>346,400</u>	<u>385,400</u>	<u>397,800</u>		
<u>346,800</u>	<u>385,800</u>	<u>398,000</u>		
<u>347,000</u>	<u>386,100</u>	<u>398,200</u>		
<u>347,400</u>				
<u>347,800</u>				
<u>348,200</u>				
<u>348,400</u>				
<u>348,800</u>				
<u>349,200</u>				
<u>349,500</u>				
<u>349,800</u>				
<u>350,200</u>				
<u>350,600</u>				
<u>351,000</u>				
<u>351,500</u>				

	1 0 6			<u>351,900</u>				
	1 0 7			<u>352,300</u>				
	1 0 8			<u>352,700</u>				
	1 0 9			<u>353,200</u>				
	1 1 0			<u>353,600</u>				
	1 1 1			<u>353,900</u>				
	1 1 2			<u>354,200</u>				
	1 1 3			<u>354,700</u>				
	1 1 4							
	1 1 5							
	1 1 6							
	1 1 7							
	1 1 8							
	1 1 9							
	1 2 0							
	1 2 1							
	1 2 2							
	1 2 3							
	1 2 4							
	1 2 5							
定年前再任用短時間勤務職員		基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
		(略)						

【別表第1（改正後）】

給料表

(単位：円)

職員 の区分	職務の 区級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
	(略)							
定年前再任用	1	(略)	(略)	<u>265,300</u>	<u>298,800</u>	<u>321,300</u>	<u>355,200</u>	<u>408,300</u>
	2			<u>266,300</u>	<u>300,300</u>	<u>323,100</u>	<u>356,900</u>	<u>410,200</u>
	3			<u>267,300</u>	<u>301,800</u>	<u>324,900</u>	<u>358,500</u>	<u>412,100</u>

短時間勤務職員以外の職員	4		<u>268,300</u>	<u>303,200</u>	<u>326,600</u>	<u>360,100</u>	<u>413,900</u>
	5		<u>269,300</u>	<u>304,600</u>	<u>328,300</u>	<u>361,700</u>	<u>415,700</u>
	6		<u>270,300</u>	<u>305,700</u>	<u>330,000</u>	<u>363,500</u>	<u>417,500</u>
	7		<u>271,300</u>	<u>306,700</u>	<u>331,700</u>	<u>365,000</u>	<u>419,300</u>
	8		<u>272,300</u>	<u>307,900</u>	<u>333,400</u>	<u>366,600</u>	<u>421,100</u>
	9		<u>273,300</u>	<u>309,100</u>	<u>335,000</u>	<u>368,000</u>	<u>422,700</u>
	10		<u>274,300</u>	<u>310,700</u>	<u>336,700</u>	<u>369,600</u>	<u>424,200</u>
	11		<u>275,300</u>	<u>312,300</u>	<u>338,400</u>	<u>371,200</u>	<u>425,700</u>
	12		<u>276,400</u>	<u>313,900</u>	<u>340,000</u>	<u>372,700</u>	<u>427,200</u>
	13		<u>277,400</u>	<u>315,400</u>	<u>341,500</u>	<u>374,600</u>	<u>428,700</u>
	14		<u>278,700</u>	<u>317,000</u>	<u>343,100</u>	<u>376,500</u>	<u>430,000</u>
	15		<u>280,000</u>	<u>318,600</u>	<u>344,700</u>	<u>378,400</u>	<u>431,300</u>
	16		<u>281,200</u>	<u>320,200</u>	<u>346,200</u>	<u>380,200</u>	<u>432,500</u>
	17		<u>282,500</u>	<u>321,700</u>	<u>347,600</u>	<u>381,700</u>	<u>433,700</u>
	18		<u>283,800</u>	<u>323,400</u>	<u>349,300</u>	<u>383,500</u>	<u>435,000</u>
	19		<u>285,000</u>	<u>325,000</u>	<u>350,900</u>	<u>385,200</u>	<u>436,300</u>
	20		<u>286,200</u>	<u>326,600</u>	<u>352,500</u>	<u>386,800</u>	<u>437,500</u>
	21		<u>287,300</u>	<u>328,000</u>	<u>353,700</u>	<u>388,500</u>	<u>438,700</u>
	22		<u>288,500</u>	<u>329,700</u>	<u>355,200</u>	<u>389,900</u>	<u>439,500</u>
	23		<u>289,800</u>	<u>331,400</u>	<u>356,700</u>	<u>391,300</u>	<u>440,300</u>
	24		<u>291,100</u>	<u>333,000</u>	<u>358,200</u>	<u>392,700</u>	<u>441,100</u>
	25		<u>292,400</u>	<u>334,200</u>	<u>359,900</u>	<u>394,100</u>	<u>441,700</u>
	26		<u>293,400</u>	<u>336,100</u>	<u>361,700</u>	<u>395,300</u>	<u>442,300</u>
	27		<u>294,400</u>	<u>337,800</u>	<u>363,400</u>	<u>396,500</u>	<u>442,900</u>
	28		<u>295,500</u>	<u>339,400</u>	<u>365,100</u>	<u>397,500</u>	<u>443,500</u>
	29		<u>296,600</u>	<u>340,900</u>	<u>366,500</u>	<u>398,600</u>	<u>444,200</u>
	30		<u>297,800</u>	<u>342,500</u>	<u>367,800</u>	<u>399,800</u>	<u>445,000</u>
	31		<u>298,900</u>	<u>344,100</u>	<u>369,000</u>	<u>400,900</u>	<u>445,400</u>
	32		<u>300,100</u>	<u>345,700</u>	<u>370,400</u>	<u>402,000</u>	<u>446,100</u>
	33		<u>301,300</u>	<u>347,400</u>	<u>371,500</u>	<u>402,700</u>	<u>446,600</u>
	34		<u>302,600</u>	<u>349,200</u>	<u>372,400</u>	<u>403,400</u>	<u>447,000</u>
	35		<u>303,900</u>	<u>351,000</u>	<u>373,400</u>	<u>404,100</u>	<u>447,400</u>
	36		<u>305,200</u>	<u>352,800</u>	<u>374,500</u>	<u>404,800</u>	<u>447,800</u>
	37		<u>306,500</u>	<u>354,300</u>	<u>375,300</u>	<u>405,400</u>	<u>448,200</u>
	38		<u>307,800</u>	<u>355,700</u>	<u>376,200</u>	<u>406,000</u>	<u>448,600</u>
	39		<u>309,100</u>	<u>357,100</u>	<u>377,100</u>	<u>406,500</u>	<u>449,000</u>

4 0	<u>310,400</u>	<u>358,500</u>	<u>377,900</u>	<u>406,900</u>	<u>449,300</u>
4 1	<u>311,700</u>	<u>360,000</u>	<u>378,700</u>	<u>407,300</u>	<u>449,600</u>
4 2	<u>313,000</u>	<u>360,800</u>	<u>379,500</u>	<u>407,500</u>	<u>450,000</u>
4 3	<u>314,300</u>	<u>361,800</u>	<u>380,300</u>	<u>407,800</u>	<u>450,300</u>
4 4	<u>315,400</u>	<u>362,800</u>	<u>381,000</u>	<u>408,100</u>	<u>450,600</u>
4 5	<u>316,300</u>	<u>363,700</u>	<u>381,700</u>	<u>408,400</u>	<u>450,900</u>
4 6	<u>317,600</u>	<u>364,800</u>	<u>382,400</u>	<u>408,700</u>	
4 7	<u>318,900</u>	<u>365,700</u>	<u>383,100</u>	<u>409,000</u>	
4 8	<u>320,200</u>	<u>366,700</u>	<u>383,800</u>	<u>409,300</u>	
4 9	<u>321,400</u>	<u>367,600</u>	<u>384,300</u>	<u>409,500</u>	
5 0	<u>322,700</u>	<u>368,300</u>	<u>384,900</u>	<u>409,800</u>	
5 1	<u>323,900</u>	<u>369,000</u>	<u>385,500</u>	<u>410,100</u>	
5 2	<u>325,100</u>	<u>369,600</u>	<u>386,200</u>	<u>410,400</u>	
5 3	<u>326,400</u>	<u>370,000</u>	<u>386,600</u>	<u>410,600</u>	
5 4	<u>327,500</u>	<u>370,600</u>	<u>387,200</u>	<u>410,900</u>	
5 5	<u>328,600</u>	<u>371,300</u>	<u>387,800</u>	<u>411,200</u>	
5 6	<u>329,700</u>	<u>372,000</u>	<u>388,300</u>	<u>411,500</u>	
5 7	<u>330,400</u>	<u>372,300</u>	<u>388,700</u>	<u>411,700</u>	
5 8	<u>331,300</u>	<u>373,000</u>	<u>389,300</u>	<u>412,000</u>	
5 9	<u>332,000</u>	<u>373,700</u>	<u>389,900</u>	<u>412,300</u>	
6 0	<u>332,800</u>	<u>374,300</u>	<u>390,400</u>	<u>412,500</u>	
6 1	<u>333,600</u>	<u>374,600</u>	<u>390,800</u>	<u>412,700</u>	
6 2	<u>334,000</u>	<u>375,100</u>	<u>391,300</u>	<u>413,000</u>	
6 3	<u>334,600</u>	<u>375,700</u>	<u>391,800</u>	<u>413,300</u>	
6 4	<u>335,300</u>	<u>376,300</u>	<u>392,400</u>	<u>413,500</u>	
6 5	<u>336,100</u>	<u>376,600</u>	<u>392,700</u>	<u>413,700</u>	
6 6	<u>336,800</u>	<u>377,200</u>	<u>393,100</u>	<u>414,000</u>	
6 7	<u>337,500</u>	<u>377,900</u>	<u>393,500</u>	<u>414,300</u>	
6 8	<u>338,100</u>	<u>378,500</u>	<u>393,900</u>	<u>414,500</u>	
6 9	<u>338,600</u>	<u>378,900</u>	<u>394,200</u>	<u>414,700</u>	
7 0	<u>339,200</u>	<u>379,400</u>	<u>394,500</u>	<u>415,000</u>	
7 1	<u>339,700</u>	<u>380,000</u>	<u>394,800</u>	<u>415,300</u>	
7 2	<u>340,300</u>	<u>380,500</u>	<u>395,000</u>	<u>415,500</u>	
7 3	<u>340,600</u>	<u>381,000</u>	<u>395,200</u>	<u>415,700</u>	
7 4	<u>341,100</u>	<u>381,600</u>	<u>395,500</u>		
7 5	<u>341,500</u>	<u>382,100</u>	<u>395,800</u>		

7 6
7 7
7 8
7 9
8 0
8 1
8 2
8 3
8 4
8 5
8 6
8 7
8 8
8 9
9 0
9 1
9 2
9 3
9 4
9 5
9 6
9 7
9 8
9 9
1 0 0
1 0 1
1 0 2
1 0 3
1 0 4
1 0 5
1 0 6
1 0 7
1 0 8
1 0 9
1 1 0
1 1 1

<u>341,900</u>	<u>382,400</u>	<u>396,000</u>		
<u>342,300</u>	<u>382,800</u>	<u>396,200</u>		
<u>342,800</u>	<u>383,300</u>	<u>396,500</u>		
<u>343,300</u>	<u>383,700</u>	<u>396,800</u>		
<u>343,800</u>	<u>384,100</u>	<u>397,000</u>		
<u>344,100</u>	<u>384,500</u>	<u>397,200</u>		
<u>344,500</u>	<u>385,000</u>	<u>397,500</u>		
<u>344,900</u>	<u>385,400</u>	<u>397,800</u>		
<u>345,300</u>	<u>385,800</u>	<u>398,000</u>		
<u>345,600</u>	<u>386,100</u>	<u>398,200</u>		
<u>346,000</u>				
<u>346,400</u>				
<u>346,800</u>				
<u>347,000</u>				
<u>347,400</u>				
<u>347,800</u>				
<u>348,200</u>				
<u>348,400</u>				
<u>348,800</u>				
<u>349,200</u>				
<u>349,500</u>				
<u>349,800</u>				
<u>350,200</u>				
<u>350,600</u>				
<u>351,000</u>				
<u>351,500</u>				
<u>351,900</u>				
<u>352,300</u>				
<u>352,700</u>				
<u>353,200</u>				
<u>353,600</u>				
<u>353,900</u>				
<u>354,200</u>				
<u>354,700</u>				

	1 1 2							
	1 1 3							
	1 1 4							
	1 1 5							
	1 1 6							
	1 1 7							
	1 1 8							
	1 1 9							
	1 2 0							
	1 2 1							
	1 2 2							
	1 2 3							
	1 2 4							
	1 2 5							
定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員		基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額
		(略)						

(美濃加茂市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部改正)

第2条 美濃加茂市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（令和4年美濃加茂市条例第30号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
附 則 (経過措置) 4～9 (略) 10 美濃加茂市職員の給与に関する条例第5条第3項及び第4項、第6条並びに第10条の規定は、暫定再任用職員には適用しない。	附 則 (経過措置) 4～9 (略) 10 美濃加茂市職員の給与に関する条例第5条第3項及び第4項、第6条、第10条並びに第11条の3の規定は、暫定再任用職員には適用しない。

附 則
(施行期日等)

1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

(号給の切替え)

- 2 令和7年4月1日(以下「切替日」という。)の前日において、美濃加茂市職員の給与に関する条例(以下「給与条例」という。)別表第1の給料表の適用を受けていた職員であって同日においてその者が属していた職務の級が附則別表に掲げられている職務の級であったものの切替日における号給(以下「新号給」という。)は、切替日の前日においてその者が属していた職務の級及び同日においてその者が受けていた号給(以下「旧号給」という。)に応じて附則別表に定める号給とする。

(切替日前の異動者の号給の調整)

- 3 切替日前に職務の級を異にする異動をした職員及び市長の定めるこれに準ずるものをした職員の新号給については、その者が切替日において当該異動又は当該準ずるものとしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、市長の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

(令和8年3月31日までの間における扶養手当に関する経過措置)

- 4 切替日から令和8年3月31日までの間におけるこの条例の規定による改正後の給与条例第10条の規定の適用については、同条第2項中「(5) 重度心身障害者」とあるのは

「(5) 重度心身障害者

(6) 配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。)」

と、同条第3項中「1万3,000円」とあるのは「1万1,500円」と、「とする」とあるのは「、前項第6号に該当する扶養親族については3,000円とする」とする。

附則別表

旧号給	新 号 給				
	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
1	1	1	1	1	1
2	1	1	1	1	1
3	1	1	1	1	1
4	1	1	1	1	1
5	1	1	1	1	1
6	2	1	1	1	1
7	3	1	1	1	1
8	4	1	1	1	1
9	5	1	1	1	1
10	6	2	2	1	1

11	7	3	3	1	1
12	8	4	4	1	1
13	9	5	5	1	1
14	10	6	6	2	1
15	11	7	7	3	1
16	12	8	8	4	1
17	13	9	9	5	1
18	14	10	10	6	2
19	15	11	11	7	3
20	16	12	12	8	4
21	17	13	13	9	5
22	18	14	14	10	6
23	19	15	15	11	7
24	20	16	16	12	8
25	21	17	17	13	9
26	22	18	18	14	10
27	23	19	19	15	11
28	24	20	20	16	12
29	25	21	21	17	13
30	26	22	22	18	14
31	27	23	23	19	15
32	28	24	24	20	16
33	29	25	25	21	17
34	30	26	26	22	18
35	31	27	27	23	19
36	32	28	28	24	20
37	33	29	29	25	21
38	34	30	30	26	22
39	35	31	31	27	23
40	36	32	32	28	24
41	37	33	33	29	25
42	38	34	34	30	26
43	39	35	35	31	27
44	40	36	36	32	28
45	41	37	37	33	29
46	42	38	38	34	30

47	43	39	39	35	31
48	44	40	40	36	32
49	45	41	41	37	33
50	46	42	42	38	34
51	47	43	43	39	35
52	48	44	44	40	36
53	49	45	45	41	37
54	50	46	46	42	38
55	51	47	47	43	39
56	52	48	48	44	40
57	53	49	49	45	41
58	54	50	50	46	42
59	55	51	51	47	43
60	56	52	52	48	44
61	57	53	53	49	45
62	58	54	54	50	
63	59	55	55	51	
64	60	56	56	52	
65	61	57	57	53	
66	62	58	58	54	
67	63	59	59	55	
68	64	60	60	56	
69	65	61	61	57	
70	66	62	62	58	
71	67	63	63	59	
72	68	64	64	60	
73	69	65	65	61	
74	70	66	66	62	
75	71	67	67	63	
76	72	68	68	64	
77	73	69	69	65	
78	74	70	70	66	
79	75	71	71	67	
80	76	72	72	68	
81	77	73	73	69	
82	78	74	74	70	

83	79	75	75	71	
84	80	76	76	72	
85	81	77	77	73	
86	82	78	78		
87	83	79	79		
88	84	80	80		
89	85	81	81		
90	86	82	82		
91	87	83	83		
92	88	84	84		
93	89	85	85		
94	90				
95	91				
96	92				
97	93				
98	94				
99	95				
100	96				
101	97				
102	98				
103	99				
104	100				
105	101				
106	102				
107	103				
108	104				
109	105				
110	106				
111	107				
112	108				
113	109				

議第 1 1 号

美濃加茂市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について

美濃加茂市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を下記のとおり制定する。

令和 7 年 2 月 2 0 日提出

美濃加茂市長 藤 井 浩 人

記

美濃加茂市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例
美濃加茂市職員の育児休業等に関する条例（平成 4 年美濃加茂市条例第 1 号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
(部分休業の承認) 第 1 9 条 （略） 2 （略） 3 非常勤職員に対する部分休業の承認については、1 日につき、当該非常勤職員について 1 日につき定められた勤務時間から 5 時間 4 5 分を減じた時間を超えない範囲内で（当該非常勤職員が育児時間又は育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成 3 年法律第 7 6 号） <u>第 6 1 条の 2 第 2 0 項</u> の規定による介護をするための時間（以下「介護をするための時間」という。）の承認を受けて勤務しない場合にあつては、当該時間を超えない範囲内で、かつ、2 時間から当該育児時間又は当該介護をするための時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内	(部分休業の承認) 第 1 9 条 （略） 2 （略） 3 非常勤職員に対する部分休業の承認については、1 日につき、当該非常勤職員について 1 日につき定められた勤務時間から 5 時間 4 5 分を減じた時間を超えない範囲内で（当該非常勤職員が育児時間又は育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成 3 年法律第 7 6 号） <u>第 6 1 条第 3 2 項</u> において読み替えて準用する同条第 2 9 項の規定による介護をするための時間（以下「介護をするための時間」という。）の承認を受けて勤務しない場合にあつては、当該時間を超えない範囲内で、かつ、2 時間から当該育児時間又は当該介護をするための時間の承認を受けて勤務しない

で) 行うものとする。

時間を減じた時間を超えない範囲内で) 行う
ものとする。

附 則

この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

議第 1 2 号

美濃加茂市職員の勤務時間、休暇等に関する条例等の一部を改正する
条例について

美濃加茂市職員の勤務時間、休暇等に関する条例等の一部を改正する条例を下記
のとおり制定する。

令和 7 年 2 月 2 0 日提出

美濃加茂市長 藤 井 浩 人

記

美濃加茂市職員の勤務時間、休暇等に関する条例等の一部を改正する条例
(美濃加茂市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正)
第 1 条 美濃加茂市職員の勤務時間、休暇等に関する条例 (平成 7 年美濃加茂市条
例第 2 号) の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
(育児又は介護を行う職員の深夜勤務及び 時間外勤務の制限) 第 8 条の 3 (略) 2 任命権者は、 <u>小学校就学の始期に達するま での子</u> のある職員が、市の規則で定めると ころにより、当該子を養育するために請求した 場合には、当該請求をした職員の業務を処理 するための措置を講ずることが著しく困難 である場合を除き、第 8 条第 2 項に規定する 勤務(災害その他避けることのできない事由 に基づく臨時の勤務を除く。次項において同 じ。)をさせてはならない。 3 (略) 4 <u>前 3 項</u> の規定は、第 1 6 条第 1 項に規定す る日常生活を営むのに支障があるもの(以下 この項において「要介護者」という。)を介	(育児又は介護を行う職員の深夜勤務及び 時間外勤務の制限) 第 8 条の 3 (略) 2 任命権者は、 <u>3 歳に満たない子</u> のある職員 が、市の規則で定めるところにより、当該子 を養育するために請求した場合には、当該請 求をした職員の業務を処理するための措置 を講ずることが著しく困難である場合を除 き、第 8 条第 2 項に規定する勤務(災害その 他避けることのできない事由に基づく臨時 の勤務を除く。次項において同じ。)をさせ てはならない。 3 (略) 4 <u>第 1 項及び前項</u> の規定は、第 1 6 条第 1 項 に規定する日常生活を営むのに支障がある もの(以下この項において「要介護者」とい

護する職員について準用する。この場合において、第1項中「小学校就学の始期に達するまでの子のある職員（職員の配偶者で当該子の親であるものが、深夜（午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。以下この項において同じ。）において常態として当該子を養育することができるものとして市の規則で定める者に該当する場合における当該職員を除く。）が、市の規則で定めるところにより、当該子を養育」とあり、並びに第2項及び前項中「小学校就学の始期に達するまでの子のある職員が、市の規則で定めるところにより、当該子を養育」とあるのは「要介護者のある職員（ただし、市の規則で定める者に該当する場合における当該職員を除く。以下この項において同じ。）が、市の規則で定めるところにより、当該要介護者を介護」と、第1項中「深夜における」とあるのは「深夜（午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。）における」と、第2項中「当該請求をした職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難である」とあるのは「公務の運営に支障がある」と読み替えるものとする。

5 （略）

（介護時間）

第16条の2 （略）

（配偶者等が介護を必要とする状況に至った職員に対する意向確認等）

第16条の3 任命権者は、職員が配偶者等が当該職員の介護を必要とする状況に至ったことを申し出たときは、当該職員に対して、仕事と介護との両立に資する制度又は措置（以下この条及び次条において「介護両立支援制度等」という。）その他の事項を知らせ

う。）を介護する職員について準用する。この場合において、第1項中「小学校就学の始期に達するまでの子のある職員（職員の配偶者で当該子の親であるものが、深夜（午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。以下この項において同じ。）において常態として当該子を養育することができるものとして市の規則で定める者に該当する場合における当該職員を除く。）が、市の規則で定めるところにより、当該子を養育」とあるのは「要介護者のある職員（ただし、市の規則で定める者に該当する場合における当該職員を除く。）が、市の規則で定めるところにより、要介護者を介護」と、「深夜における」とあるのは「深夜（午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。）における」と、前項中「小学校就学の始期に達するまでの子のある職員が、市の規則で定めるところにより、当該子を養育」とあるのは「要介護者のある職員（ただし、市の規則で定める者に該当する場合における当該職員を除く。以下この項において同じ。）が、市の規則で定めるところにより、当該要介護者を介護」と読み替えるものとする。

5 （略）

（介護時間）

第16条の2 （略）

<u>るとともに、介護両立支援制度等の申告、請求又は申出（次条において「請求等」という。）に係る当該職員の意向を確認するための面談その他の措置を講じなければならない。</u> <u>2 任命権者は、職員に対して、当該職員が40歳に達した日の属する年度（4月1日から翌年の3月31日までをいう。）において、前項に規定する事項を知らせなければならない。</u> <u>（勤務環境の整備に関する措置）</u> <u>第16条の4 任命権者は、介護両立支援制度等の請求等が円滑に行われるようにするため、次に掲げる措置を講じなければならない。</u> <u>（1）職員に対する介護両立支援制度等に係る研修の実施</u> <u>（2）介護両立支援制度等に関する相談体制の整備</u> <u>（3）その他介護両立支援制度等に係る勤務環境の整備に関する措置</u> （休暇の届出等） 第17条 （略）	（休暇の届出等） 第17条 （略）
---	---------------------------------

（地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の一部改正）

第2条 地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例（令和4年美濃加茂市条例第29号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
附 則 （美濃加茂市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正に伴う経過措置） 2 暫定再任用職員（地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号）附則第4条第1項若しくは第2項（これらの規定を同法附則第9条第2項の規定により読み替	附 則 （美濃加茂市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正に伴う経過措置） 2 暫定再任用職員（地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号）附則第4条第1項若しくは第2項（これらの規定を同法附則第9条第3項の規定により読み替

えて適用する場合を含む。)、第5条第1項から第4項まで、第6条第1項若しくは第2項（これらの規定を同法附則第9条第2項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）又は第7条第1項から第4項までの規定により採用された職員をいう。）で地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占めるものは、第3条の規定による改正後の美濃加茂市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（以下「新条例」という。）第2条第3項に規定する定年前再任用短時間勤務職員とみなして、新条例の規定を適用する。	えて適用する場合を含む。)、第5条第1項から第4項まで、第6条第1項若しくは第2項（これらの規定を同法附則第9条第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）又は第7条第1項から第4項までの規定により採用された職員をいう。）で地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占めるものは、第3条の規定による改正後の美濃加茂市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（以下「新条例」という。）第2条第3項に規定する定年前再任用短時間勤務職員とみなして、新条例の規定を適用する。
---	---

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和7年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 施行日以後の日を時間外勤務制限開始日とする改正後の美濃加茂市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の規定による請求を行おうとする職員は、施行日前においても、市の規則の定めるところにより、当該請求を行うことができる。

議第 13 号

美濃加茂市一般職の任期付職員の採用等に関する条例等の一部を改正
する条例について

美濃加茂市一般職の任期付職員の採用等に関する条例等の一部を改正する条例を
下記のとおり制定する。

令和 7 年 2 月 20 日提出

美濃加茂市長 藤 井 浩 人

記

美濃加茂市一般職の任期付職員の採用等に関する条例等の一部を改正する条
例

(美濃加茂市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正)

第 1 条 美濃加茂市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成 26 年美濃加
茂市条例第 2 号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
(給与の特例)	(給与の特例)
第 7 条 (略)	第 7 条 (略)
2・3 (略)	2・3 (略)
	<u>4 任命権者は、特定任期付職員のうち特に顕 著な業績を挙げたと認められる職員には、規 則で定めるところにより、その給料月額に相 当する額を特定任期付職員業績手当として 支給することができる。</u>
<u>4</u> (略)	<u>5</u> (略)
<u>5</u> 第 2 項の規定による号給の決定及び第 3 項の規定による給料月額の決定は、予算の範 囲内で行わなければならない。	<u>6</u> 第 2 項の規定による号給の決定、第 3 項の 規定による給料月額の決定 <u>及び第 4 項の規 定による特定任期付職員業績手当の支給は、</u> 予算の範囲内で行わなければならない。
(給与条例の適用除外等)	(給与条例の適用除外等)

第9条 給与条例第3条、第5条から第6条まで、第9条から<u>第10条</u>まで、第11条の3及び第15条から第17条までの規定は、特定任期付職員には適用しない。 2 (略) 第10条 給与条例第10条及び第11条の3の規定は、任期付短時間勤務職員には適用しない。 2 (略)	第9条 給与条例第3条、第5条から第6条まで、第9条から<u>第11条</u>まで、第11条の3、第15条から第17条まで<u>及び第21条</u>の規定は、特定任期付職員には適用しない。 2 (略) 第10条 給与条例第10条、<u>第11条</u>及び第11条の3の規定は、任期付短時間勤務職員には適用しない。 2 (略)
---	---

(美濃加茂市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例の一部改正)

第2条 美濃加茂市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例(令和6年美濃加茂市条例第32号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
(給与条例の適用除外等) 第9条 (略) 2 特定任期付職員に対する給与条例第19条の2第1項、<u>第20条第2項及び第21条第2項第1号</u>の規定の適用については、給与条例第19条の2第1項中「管理職員が」とあるのは「管理職員(美濃加茂市一般職の任期付職員の採用等に関する条例(平成26年美濃加茂市条例第2号)第7条第1項に規定する特定任期付職員を含む。)」と、給与条例第20条第2項中「100分の125」とあるのは「<u>100分の95</u>」と、給与条例第21条第2項第1号中「<u>100分の105</u>」とあるのは「<u>100分の87.5</u>」とする。	(給与条例の適用除外等) 第9条 (略) 2 特定任期付職員に対する給与条例第19条の2第1項<u>及び第20条第2項</u>の規定の適用については、給与条例第19条の2第1項中「管理職員が」とあるのは「管理職員(美濃加茂市一般職の任期付職員の採用等に関する条例(平成26年美濃加茂市条例第2号)第7条第1項に規定する特定任期付職員を含む。)」と、給与条例第20条第2項中「100分の125」とあるのは「<u>100分の172.5</u>」とする。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

議第 1 4 号

美濃加茂市会計年度任用職員の報酬等に関する条例の一部を改正する
条例について

美濃加茂市会計年度任用職員の報酬等に関する条例の一部を改正する条例を下記
のとおり制定する。

令和 7 年 2 月 2 0 日提出

美濃加茂市長 藤 井 浩 人

記

美濃加茂市会計年度任用職員の報酬等に関する条例の一部を改正する条例
美濃加茂市会計年度任用職員の報酬等に関する条例（令和元年美濃加茂市条例第
3 号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前												
（報酬） 第 2 条 報酬の基本額は、<u>次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額を超えない範囲内において規則で定める額とする。</u> <u>(1) 時間額 5, 0 0 0 円</u> <u>(2) 日額 1 8, 0 0 0 円</u> <u>(3) 月額 4 9 5, 0 0 0 円</u> 2 （略）	（報酬） 第 2 条 報酬の基本額は、<u>別表に定める額の範囲内で規則で定める額とする。</u> 2 （略） <u>別表（第 2 条関係）</u> <table><tr><th>職種</th><th>月額上限額</th><th>日額上限額</th><th>時間額上限額</th></tr><tr><td>一般業務に従事する職</td><td>1 6 8, 9 0 0 円</td><td>—</td><td>1, 1 3 0 円</td></tr><tr><td>保育士、言語訓練指導</td><td>2 0 4, 9 0 0 円</td><td>—</td><td>1, 3 7 0 円</td></tr></table>	職種	月額上限額	日額上限額	時間額上限額	一般業務に従事する職	1 6 8, 9 0 0 円	—	1, 1 3 0 円	保育士、言語訓練指導	2 0 4, 9 0 0 円	—	1, 3 7 0 円
職種	月額上限額	日額上限額	時間額上限額										
一般業務に従事する職	1 6 8, 9 0 0 円	—	1, 1 3 0 円										
保育士、言語訓練指導	2 0 4, 9 0 0 円	—	1, 3 7 0 円										

員、保健師、 社 会 福 祉 士、介護認 定調査員、 看護師、歯 科衛生士、 栄養士、図 書館司書、 学芸員、講 師			
バス 運 転 手、市長車 運転手	2 4 3, 2 0 0 円	1 1, 5 0 0 円	1, 6 3 0 円
多文化共生 推進員	2 8 2, 0 0 0 円	—	1, 5 7 0 円
JET プログ ラムにより 任用された 職	3 3 0, 0 0 0 円	—	—
相当の知識 又は経験を 要する職	1 9 3, 6 0 0 円	—	3, 0 0 0 円

附 則

この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

議第 15 号

美濃加茂市小学校及び中学校の設置等に関する条例の一部を改正する
条例について

美濃加茂市小学校及び中学校の設置等に関する条例の一部を改正する条例を下記
のとおり制定する。

令和 7 年 2 月 20 日提出

美濃加茂市長 藤 井 浩 人

記

美濃加茂市小学校及び中学校の設置等に関する条例の一部を改正する条例
美濃加茂市小学校及び中学校の設置等に関する条例（昭和 40 年美濃加茂市条例
第 9 号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<u>（目的外使用）</u> <u>第 2 条 教育委員会は、学校施設を、その用途又は目的を妨げない限度において社会教育その他公共のために必要と認めたときは、目的外に使用させることができる。</u> <u>2 前項の規定に基づき、学校施設を使用しようとする者は、あらかじめ教育委員会の許可を受けなければならない。</u> <u>3 教育委員会は、前項の規定による許可の際、学校施設の管理及び運営に必要な条件を付すことができる。</u> <u>（使用許可の制限）</u> <u>第 3 条 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当するときは、学校施設の使用を許可しない。</u> <u>（1）公の秩序又は善良な風俗を害するおそれがあると認めるとき。</u>	<u>（使用の許可）</u> <u>第 2 条 学校教育の目的に利用する場合を除くほか、学校の施設を使用しようとする者はあらかじめ教育委員会に申出、その許可を受けなければならない。</u> <u>（使用の制限）</u> <u>第 3 条 前条の規定による申出があつたときといえども教育委員会は次の各号の一に該当する場合は使用を許可しない。</u> <u>（1）公益を害し又は風俗を乱すおそれがあると認めるとき。</u>

(2) 学校施設を損傷し、又は滅失するおそれがあると認めるとき。

(3) (略)

(4) 学校の管理及び運営に支障があると認めるとき。

(5) (略)

(6) 前各号に掲げる場合のほか、教育委員会が適当でないと認めるとき。

(使用料)

第4条 第2条第2項の規定による学校施設の使用を許可された者(以下「使用者」という。)は、別表に定める金額の合計額(以下「使用料」という。)をあらかじめ納付しなければならない。ただし、特別の理由があると市長が認めるときは、市長が定める期限までに納付することができる。

2 既納の使用料は、還付しない。ただし、市長は、特別な理由があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。

3 市長は、特別な理由があると認めるときは、使用料を減額し、又は免除することができる。

4 使用料の徴収に関し必要な事項は、市長が規則で定める。

(使用の許可の取消し等)

第5条 教育委員会は、使用者の申出による場合のほか、次の各号のいずれかに該当するときは、学校施設の使用の許可の条件を変更し、又は使用を停止させ、若しくは使用の許可を取り消すことができる。

(2) (略)

(3) (略)

(4) その他教育委員会において使用が適当でないと認めるとき。

(使用料)

第4条 学校施設の使用を許可された者は、別表に定める金額の合計額(以下「使用料」という。)を納付しなければならない。ただし、国又は公共団体が公務で使用するとき、又は教育委員会が特に必要と認めるときは、使用料の全部又は一部を徴収しないことができる。

2 既納の使用料は返還しない。ただし次の各号の一に該当する場合はこの限りでない。

(1) 使用者の責に帰さない理由により使用することができないとき。

(2) 使用の前日までに使用許可の申請を撤回したとき。

<u>(1) 使用者が偽りその他不正な手段により、 使用の許可を受けたとき。</u> <u>(2) この条例又はこの条例に基づく規則に 違反したとき。</u> <u>(3) 前2号に掲げる場合のほか、教育委員会 が必要と認めるとき。</u> <u>(使用権の譲渡等の禁止)</u> <u>第6条 使用者は、学校施設の使用の目的を教 育委員会の許可を受けないで変更し、又は使 用の権利を他人に譲渡し、若しくは転貸して はならない。</u> <u>(原状回復の義務)</u> <u>第7条 使用者は、使用が終わったとき、又は 第5条の規定により学校施設の使用の許可 を取り消されたときは、直ちに原状に回復し なければならない。</u> <u>(損害賠償の義務)</u> <u>第8条 学校施設及び備品等を損傷し、又は滅 失した者は、その損害を賠償しなければなら ない。ただし、教育委員会がやむを得ない理 由があると認めるときは、賠償額を減額し、 又は免除することができる。</u> <u>(委任)</u> <u>第9条 この条例に定めるもののほか、この条 例の施行に関し必要な事項は、教育委員会が 定める。</u> 別表（第4条関係）	<u>(委任)</u> <u>第5条 この条例の施行に関し必要な事項は 教育委員会が定める。</u> 別表（第4条関係）
---	---

区分		単位	金額	区分		単位	金額
屋内運動場	半面	2時間	500円	屋内運動場	500平方メートル未満	1回につき	610円
					500平方メートル以上1,000平方メートル未満	1回につき	820円
	全面	2時間	1,000円				
屋外運動場	全面	2時間	1,200円	屋外運動場		1回につき	510円
その他規則で定める施設		2時間	1,000円 の範囲内において、別に規則で定める額	備考 1 1回は4時間を単位とする。 2 電気料、水道料等相当額を別に徴収する。			

附 則

(施行期日)

- この条例は、令和7年4月1日から施行する。ただし、別表の改正は、令和8年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

(経過措置)

- この条例による改正後の別表の規定は、施行日以後の使用に係る使用料について適用し、同日前の使用に係る使用料については、なお従前の例による。

(準備行為)

- 学校施設の使用に関し必要な準備行為は、施行日前においても、行うことができる。

議第16号

令和6年度美濃加茂市一般会計補正予算（第7号）

令和6年度美濃加茂市の一般会計補正予算（第7号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ285,118千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ26,400,859千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費の補正）

第2条 繰越明許費の追加は、「第2表 繰越明許費補正」による。

（債務負担行為の補正）

第3条 債務負担行為の変更は、「第3表 債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

第4条 地方債の変更は、「第4表 地方債補正」による。

令和7年2月20日提出

美濃加茂市長 藤井 浩 人

第 1 表 歳入歳出予算補正

1 歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
11 地方交付税		2,660,000	84,259	2,744,259
	1 地方交付税	2,660,000	84,259	2,744,259
15 国庫支出金		4,156,662	125,976	4,282,638
	2 国庫補助金	1,168,147	125,976	1,294,123
16 県支出金		2,198,974	3,818	2,202,792
	2 県補助金	787,212	3,818	791,030
17 財産収入		55,441	4,835	60,276
	1 財産運用収入	53,290	4,835	58,125
18 寄附金		702,309	300	702,609
	1 寄附金	702,309	300	702,609
20 繰越金		1,413,466	58,930	1,472,396
	1 繰越金	1,413,466	58,930	1,472,396
22 市債		1,253,200	7,000	1,260,200
	1 市債	1,253,200	7,000	1,260,200
歳入合計		26,115,741	285,118	26,400,859

2 歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
2 総務費		4,034,548	217,775	4,252,323
	1 総務管理費	3,404,524	109,386	3,513,910
	2 徴税費	338,492	108,389	446,881
3 民生費		10,253,016	15,359	10,268,375
	1 社会福祉費	5,244,800	15,359	5,260,159
4 衛生費		1,814,471	22,238	1,836,709
	1 保健衛生費	874,524	22,238	896,762
5 農林業費		553,150	9,484	562,634
	1 農業費	396,578	9,484	406,062
8 消防費		754,988	19,962	774,950
	1 消防費	754,988	19,962	774,950
9 教育費		3,542,539	300	3,542,839
	2 小学校費	513,129	300	513,429
歳 出 合 計		26,115,741	285,118	26,400,859

第 2 表 繰越明許費補正

(追加)

款	項	事業名	金額
2 総務費	1 総務管理費	長良川鉄道経営安定支援事業	千円 2,553
		あい愛バス運行事業	1,602
	2 徴税費	定額減税補足給付金事業	106,196
		人件費	135
		会計年度任用職員給	2,058
7 土木費	4 都市計画費	都市計画事業	3,795
8 消防費	1 消防費	地域防災力強化事業	19,962

第 3 表

債 務 負 担 行 為 補 正

(変更)

(単位:千円)

事 項	補 正 前		補 正 後	
	期 間	限 度 額	期 間	限 度 額
あい愛バス車両更新負担金	自 令和 7 年度 至 令和 10 年度	6,329	自 令和 7 年度 至 令和 11 年度	変更なし

第4表

地 方 債 補 正

(変更)

起 債 の 目 的	補 正 前				補 正 後			
	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法
地域防災力強化事業	千円 11,900	証書借入	年3.0%以内(ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合にはその借入先と協定するものによる。ただし、市財政の都合により繰上償還又は低利に借換えすることができる。	千円 18,900	変更なし	変更なし	変更なし

予算説明書

1 総括

(歳入)

(単位：千円)

[illegible]

(歳 出)

[illegible]

(単位：千円)

[illegible]

2 歳 入

(款) 11 地方交付税
(項) 1 地方交付税

款 項 目				補正前の額	補 正 額	計
11			地方交付税	2,660,000	84,259	2,744,259
	1		地方交付税	2,660,000	84,259	2,744,259
		1	地方交付税	2,660,000	84,259	2,744,259

(一般会計)

(単位：千円)

節		説明
区 分	金 額	
1 地方交付税	84,259	1 普通交付税

(款) 15 国庫支出金
(項) 2 国庫補助金

款 項 目				補正前の額	補 正 額	計
15			国庫支出金	4,156,662	125,976	4,282,638
	2		国庫補助金	1,168,147	125,976	1,294,123
		1	総務費国庫補助金	221,764	108,389	330,153
		2	民生費国庫補助金	340,294	7,637	347,931
		7	消防費国庫補助金	0	9,950	9,950

(一般会計)

(単位：千円)

節		説明
区 分	金 額	
4 徴税費補助金	108,389	1 物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金
1 社会福祉費補助金	7,637	1 地域生活支援事業補助金
1 消防費国庫補助金	9,950	1 新しい地方経済・生活環境創生交付金

(款) 16 県支出金
(項) 2 県補助金

款 項 目				補正前の額	補 正 額	計
16			県支出金	2,198,974	3,818	2,202,792
	2		県補助金	787,212	3,818	791,030
		2	民生費県補助金	395,636	3,818	399,454

(一般会計)

(単位：千円)

節		説 明
区 分	金 額	
1 社会福祉費 補助金	3,818	1 地域生活支援事業補助金

(款) 17 財産収入
(項) 1 財産運用収入

款 項 目				補正前の額	補 正 額	計
17			財産収入	55,441	4,835	60,276
	1		財産運用収入	53,290	4,835	58,125
		3	基金運用収入	24,856	4,835	29,691

(一般会計)

(単位：千円)

節		説	明
区 分	金 額		
1 基金利子	4,835	1 財政調整基金利子	2,026
		2 減債基金利子	1,816
		3 ふるさと納税基金利子	34
		4 福祉基金利子	82
		5 ふるさと水基金利子	4
		6 庁舎建設基金利子	871
		7 人に優しいまちづくり基金利子	2

(款) 18 寄 附 金
(項) 1 寄 附 金

款 項 目				補正前の額	補 正 額	計
18			寄 附 金	702, 309	300	702, 609
	1		寄 附 金	702, 309	300	702, 609
		3	教育費寄附金	1, 400	300	1, 700

(一般会計)

(単位：千円)

節		説 明
区 分	金 額	
2 小学校費寄附金	300	1 小学校費寄附金

(款) 20 繰越金
(項) 1 繰越金

款 項 目				補正前の額	補 正 額	計
20			繰越金	1,413,466	58,930	1,472,396
	1		繰越金	1,413,466	58,930	1,472,396
		1	繰越金	1,413,466	58,930	1,472,396

(一般会計)

(単位：千円)

節		説 明
区 分	金 額	
1 繰 越 金	58,930	1 前年度繰越金

(款) 22 市 債
(項) 1 市 債

款 項 目				補正前の額	補 正 額	計
22			市 債	1,253,200	7,000	1,260,200
	1		市 債	1,253,200	7,000	1,260,200
		5	消 防 債	18,100	7,000	25,100

(一般会計)

(単位：千円)

節		説 明
区 分	金 額	
1 消 防 債	7,000	1 地域防災力強化事業

3 歳 出

(款) 2 総 務 費
(項) 1 総務管理費

款 項 目				補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳	
							特定財源	一般財源
2			総 務 費	4,034,548	217,775	4,252,323	113,136	104,639
	1		総務管理費	3,404,524	109,386	3,513,910	4,747	104,639
		3	財政管理費	24,642	88,101	112,743	財産収入 3,842	84,259
		6	企 画 費	1,964,988	21,285	1,986,273	財産収入 905	20,380
	2		徴 税 費	338,492	108,389	446,881	108,389	
		1	税務総務費	176,301	108,389	284,690	国庫支出金 108,389	

(一般会計)

(単位：千円)

節		説 明	備 考
区 分	金 額		
24 積 立 金	88,101	財政調整基金積立金 2,026 減債基金積立金 86,075	財政管理事業 88,101
18 負担金、補助及び交付金	20,380	長良川鉄道経営安定対策補助金	ふるさと納税推進事業 34 長良川鉄道経営安定支援事業 20,380 新庁舎整備事業 871
24 積 立 金	905	ふるさと納税基金積立金 34 庁舎建設基金積立金 871	
1 報 酬	1,839	時間額任用職員	定額減税補足給付金事業 106,196 人件費 135 会計年度任用職員給 2,058
3 職員手当等	135	時間外勤務手当	
4 共 済 費	130	職員共済組合負担金	
8 旅 費	89	通勤に係る費用弁償	
10 需 用 費	33	印刷製本費	
11 役 務 費	2,009	郵便料 492 振込手数料等 352 給付支援サービス利用料 1,165	
12 委 託 料	4,000	システム改修	
13 使用料及び賃借料	154	コピー機使用料 4 パソコン及び周辺機器使用料 150	
19 扶 助 費	100,000	定額減税補足給付金（不足額給付等）	

(款) 3 民生費
(項) 1 社会福祉費

款 項 目				補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳	
							特定財源	一般財源
3			民 生 費	10,253,016	15,359	10,268,375	11,539	3,820
	1		社会福祉費	5,244,800	15,359	5,260,159	11,539	3,820
		1	社会福祉総務費	844,910	84	844,994	財産収入 84	
		5	自立支援費	1,826,878	15,275	1,842,153	国庫支出金 7,637 県支出金 3,818	3,820

(一般会計)

(単位：千円)

節		説 明	備 考
区 分	金 額		
24 積 立 金	84	福祉基金積立金 82 人に優しいまちづくり基金積立金 2	市民福祉事務費 84
19 扶 助 費	15,275	地域活動支援センターⅡ型 211 移動支援給付費 996 重度心身障害者タクシー代等助成 422 日中一時支援給付 10,822 訪問入浴サービス 2,824	地域生活支援事業 15,275

(款) 4 衛 生 費
(項) 1 保健衛生費

款 項 目				補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳	
							特定財源	一般財源
4			衛 生 費	1,814,471	22,238	1,836,709		22,238
	1		保健衛生費	874,524	22,238	896,762		22,238
		4	予防接種費	286,940	22,238	309,178		22,238

(一般会計)

(単位：千円)

節		説 明	備 考
区 分	金 額		
22 償還金、利 子及び割引 料	22,238	国庫負担金等返還金	予防接種事業 22,238

(款) 5 農林業費
(項) 1 農業費

款 項 目				補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳	
							特定財源	一般財源
5			農林業費	553,150	9,484	562,634	4	9,480
	1		農業費	396,578	9,484	406,062	4	9,480
		6	農地費	224,668	9,484	234,152	財産収入 4	9,480

(一般会計)

(単位：千円)

節		説明	備考
区分	金額		
18 負担金、補助及び交付金	9,480	特定農業用管水路等特別対策事業補助金	木曾川右岸用水関連事業 農業用施設事業 9,480 4
24 積立金	4	ふるさと水基金積立金	

(款) 8 消 防 費
(項) 1 消 防 費

款 項 目				補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳	
							特定財源	一般財源
8			消 防 費	754,988	19,962	774,950	16,950	3,012
	1		消 防 費	754,988	19,962	774,950	16,950	3,012
		3	災害対策費	64,558	19,962	84,520	国庫支出金 9,950 市債 7,000	3,012

(一般会計)

(単位：千円)

節		説明	備考
区分	金額		
17 備品購入費	19,900	庁用自動車 防災・減災用備品	14,000 5,900
26 公 課 費	62	自動車重量税	地域防災力強化事業
			19,962

(款) 9 教育費
(項) 2 小学校費

款 項 目				補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳	
							特定財源	一般財源
9			教 育 費	3,542,539	300	3,542,839	300	
	2		小学校費	513,129	300	513,429	300	
		1	小学校管理 費	454,561	300	454,861	寄附金 300	

(一般会計)

(単位：千円)

節		説明	備考
区分	金額		
17 備品購入費	300	学校備品	小学校運営事業 300

給 与 費 明 細 書

1 一般職 (1) 総括

区分	職員数 (人)	給 与 費				共済費 (千円)	合計 (千円)	備考
		報酬 (千円)	給料 (千円)	職員手当 (千円)	計 (千円)			
補正後	787 (1)	632,676	1,236,387	1,067,781	2,936,844	531,207	3,468,051	
補正前	782 (1)	630,837	1,236,387	1,067,646	2,934,870	531,077	3,465,947	
比較	5	1,839		135	1,974	130	2,104	

()内は内短時間勤務職員数を計上

職員手当の内訳	区分	扶養 手当 (千円)	地域 手当 (千円)	住居 手当 (千円)	通勤 手当 (千円)	特勤 手当 (千円)	時間外 手当 (千円)	管理職 手当 (千円)	期末 手当 (千円)	勤勉 手当 (千円)	宿日直 手当 (千円)	退職手当 負担金 (千円)	単身赴 任手当 (千円)
	補正後	30,682	39,605	19,234	15,421	30	137,311	35,977	334,541	287,900	1,074	166,006	
	補正前	30,682	39,605	19,234	15,421	30	137,176	35,977	334,541	287,900	1,074	166,006	
	比較						135						

ア 会計年度任用職員以外の職員

区分	職員数 (人)	給 与 費				共済費 (千円)	合計 (千円)	備考
		報酬 (千円)	給料 (千円)	職員手当 (千円)	計 (千円)			
補正後	333 (1)		1,236,387	964,291	2,200,678	427,024	2,627,702	
補正前	333 (1)		1,236,387	964,156	2,200,543	427,024	2,627,567	
比較				135	135		135	

()内は内短時間勤務職員数を計上

職員手当の内訳	区分	扶養 手当 (千円)	地域 手当 (千円)	住居 手当 (千円)	通勤 手当 (千円)	特勤 手当 (千円)	時間外 手当 (千円)	管理職 手当 (千円)	期末 手当 (千円)	勤勉 手当 (千円)	宿日直 手当 (千円)	退職手当 負担金 (千円)	単身赴 任手当 (千円)
	補正後	30,682	39,605	19,234	15,421	30	137,311	35,977	274,571	244,380	1,074	166,006	
	補正前	30,682	39,605	19,234	15,421	30	137,176	35,977	274,571	244,380	1,074	166,006	
	比較						135						

イ 会計年度任用職員

区分	職員数 (人)	給 与 費				共済費 (千円)	合計 (千円)	備考
		報酬 (千円)	給料 (千円)	職員手当 (千円)	計 (千円)			
補正後	454	632,676		103,490	736,166	104,183	840,349	
補正前	449	630,837		103,490	734,327	104,053	838,380	
比較	5	1,839			1,839	130	1,969	

職員手当の内訳	区分	期末 手当 (千円)	勤勉 手当 (千円)
	補正後	59,970	43,520
	補正前	59,970	43,520
	比較		

(2)給料及び職員手当の増減額の明細

区分	増減額 (千円)	増減事由 別内訳(千円)		説 明	備 考
職員 手当	135	その他の 増減分	135	時間外手当	135

債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての前年度末までの支出
額又は支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額等に関する調書

事 項	限 度 額	前年度末までの 支出(見込)額	
		期 間	金 額
あい愛バス車両更新負担金	千円		
	6,329		

当該年度以降の 支出予定額		左 の 財 源 内 訳			
期 間	金 額	特 定 財 源			一般財源
		国県支出金	地 方 債	そ の 他	
	千円			千円	千円
R7－R11	6,329				6,329

地方債の前前年度末における現在高並びに前年度末及び当該年度末における現在高の見込みに関する調書

区 分	前前年度末現在高	前年度末現在高見込額	当該年度中増減見込み		当該年度末現在高見込額
			当該年度中起債見込額	当該年度中元金償還見込額	
	千円	千円	千円	千円	千円
1 普通債	7,546,660	7,583,568	1,400,500	754,147	8,229,921
(1) 総務	121,420	145,014	48,400	13,599	179,815
(2) 民生	872,977	885,817	220,300	62,539	1,043,578
(3) 衛生	261,600	243,156		18,481	224,675
(4) 農林	106,814	93,959	800	12,782	81,977
(5) 商工	3,586	4,128	4,500	1,528	7,100
(6) 土木	1,790,307	1,934,559	513,300	238,871	2,208,988
(7) 消防	1,199,993	1,102,536	25,100	106,207	1,021,429
(8) 教育	3,189,963	3,174,399	588,100	300,140	3,462,359
2 災害復旧債	37,357	33,203		4,703	28,500
(1) 補助災害	2,300	2,047		253	1,794
(2) 単独災害	35,057	31,156		4,450	26,706
3 その他	7,575,001	7,040,031	115,000	688,235	6,466,796
(1) 県貸付金					
(2) 減収補てん債等	124,180	93,030		25,338	67,692
(3) 財源対策債等	29,437	19,913		4,780	15,133
(4) 臨時財政対策債	7,421,384	6,927,088	115,000	658,117	6,383,971
合 計	15,159,018	14,656,802	1,515,500	1,447,085	14,725,217

議第 17 号

令和 6 年度美濃加茂市介護保険会計補正予算（第 4 号）

令和 6 年度美濃加茂市の介護保険会計補正予算（第 4 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 54,415 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 4,303,658 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

令和 7 年 2 月 20 日提出

美濃加茂市長 藤 井 浩 人

第 1 表 歳入歳出予算補正

1 歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
7 繰入金		733,653	54,165	787,818
	2 基金繰入金	64,929	54,165	119,094
8 繰越金		88,003	250	88,253
	1 繰越金	88,003	250	88,253
歳入合計		4,249,243	54,415	4,303,658

2 歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
2 保険給付費		3,860,298	54,165	3,914,463
	1 介護・予防サービス等諸費	3,773,286	43,318	3,816,604
	3 高額介護サービス等費	82,634	10,847	93,481
6 諸支出金		79,984	250	80,234
	1 償還金及び還付加算金	57,767	250	58,017
歳 出 合 計		4,249,243	54,415	4,303,658

予算説明書

1 総括

(歳入)

(単位：千円)

[illegible]

(歳 出)

[illegible]

(単位：千円)

[illegible]

2 歳 入

(款) 7 繰 入 金
(項) 2 基金繰入金

款 項 目				補正前の額	補 正 額	計
7			繰 入 金	733,653	54,165	787,818
	2		基金繰入金	64,929	54,165	119,094
		1	介護給付費準備基金繰入金	64,929	54,165	119,094

(介護保険会計)

(単位：千円)

節		説明
区 分	金 額	
1 介護給付費準備基金繰入金	54,165	1 介護給付費準備基金繰入金

(款) 8 繰越金
(項) 1 繰越金

款 項 目				補正前の額	補 正 額	計
8			繰越金	88,003	250	88,253
	1		繰越金	88,003	250	88,253
		1	繰越金	88,003	250	88,253

(介護保険会計)

(単位：千円)

節		説 明
区 分	金 額	
1 繰 越 金	250	1 前年度繰越金

3 歳 出

(款) 2 保険給付費
(項) 1 介護・予防サービス等諸費

款 項 目				補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳	
								保険料
2			保険給付費	3,860,298	54,165	3,914,463	54,165	
	1		介護・予防サービス等諸費	3,773,286	43,318	3,816,604	43,318	
		1	介護・予防サービス等諸費	3,773,286	43,318	3,816,604	繰入金 43,318	
	3		高額介護サービス等費	82,634	10,847	93,481	10,847	
		1	高額介護サービス等費	82,634	10,847	93,481	繰入金 10,847	

(介護保険会計)

(単位：千円)

節		説 明	備 考
区 分	金 額		
18 負担金、補助及び交付金	43,318	介護・予防サービス等諸費	介護・予防サービス等諸費 43,318
18 負担金、補助及び交付金	10,847	高額介護サービス等費	高額介護サービス等費 10,847

(款) 6 諸支出金
(項) 1 償還金及び還付加算金

款 項 目				補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳	
								保険料
6			諸支出金	79,984	250	80,234	250	
	1		償還金及び 還付加算金	57,767	250	58,017	250	
		1	第1号被保 険者保険料 還付金	2,000	250	2,250	繰越金 250	

(介護保険会計)

(単位：千円)

節		説 明	備 考
区 分	金 額		
22 償還金、利 子及び割引 料	250	保険料還付金	第 1 号被保険者保険料還付金 250

令和 7 年度美濃加茂市一般会計、特別会計及び公営企業会計予算について

令和 7 年度美濃加茂市の一般会計及び特別会計の予算並びに水道事業会計及び下水道事業会計の予算を、別冊のとおり定める。

令和 7 年 2 月 2 0 日提出

美濃加茂市長 藤 井 浩 人

- 議第 1 8 号 令和 7 年度美濃加茂市一般会計予算
- 議第 1 9 号 令和 7 年度美濃加茂市国民健康保険会計予算
- 議第 2 0 号 令和 7 年度美濃加茂市介護保険会計予算
- 議第 2 1 号 令和 7 年度美濃加茂市後期高齢者医療会計予算
- 議第 2 2 号 令和 7 年度美濃加茂市介護認定・障がい者自立支援認定審査会会計予算
- 議第 2 3 号 令和 7 年度美濃加茂市古井財産区会計予算
- 議第 2 4 号 令和 7 年度美濃加茂市山之上財産区会計予算
- 議第 2 5 号 令和 7 年度美濃加茂市水道事業会計予算
- 議第 2 6 号 令和 7 年度美濃加茂市下水道事業会計予算

議第 27 号

牧野ふれあい広場陸上競技場整備（その 2）工事の請負契約の変更に
ついて

美濃加茂市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和 39 年美濃加茂市条例第 4 号）第 2 条の規定により、次のとおり請負契約の一部を変更する契約を締結することについて、議会の議決を求める。

令和 7 年 2 月 20 日提出

美濃加茂市長 藤 井 浩 人

- 1 契 約 名 牧野ふれあい広場陸上競技場整備（その 2）工事
- 2 契約金額 変更前 金 196,900,000 円
変更後 金 201,782,900 円

議第 28 号

財産の取得について

美濃加茂市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和 39 年美濃加茂市条例第 4 号）第 3 条の規定により、次の財産を取得することについて、議会の議決を求める。

令和 7 年 2 月 20 日提出

美濃加茂市長 藤 井 浩 人

- | | | |
|---|--------|--|
| 1 | 取得する財産 | G I G A スクールタブレット等機器 |
| 2 | 契約の方法 | 随意契約 |
| 3 | 取得価格 | 金 3 5 2 , 7 1 6 , 2 1 0 円 |
| 4 | 契約の相手方 | 株式会社中日 A V システム・株式会社内田洋行
代表者 株式会社中日 A V システム
代表取締役社長 神 谷 正 史 |

議第 2 9 号

市道路線の認定について

道路法（昭和 2 7 年法律第 1 8 0 号）第 8 条第 1 項の規定により、下記のとおり市道路線を認定することについて、同条第 2 項の規定により議会の議決を求める。

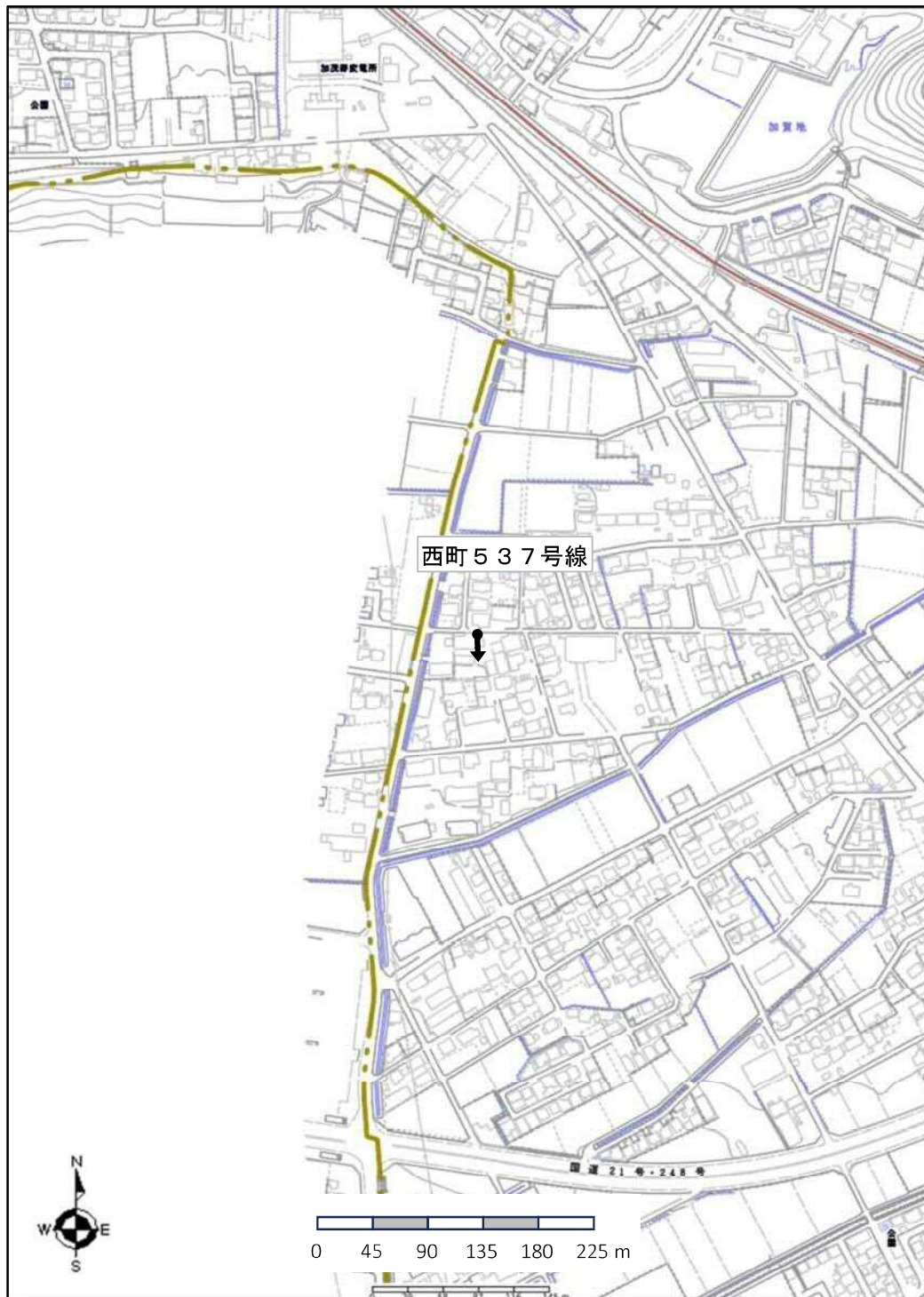
令和 7 年 2 月 2 0 日提出

美濃加茂市長 藤 井 浩 人

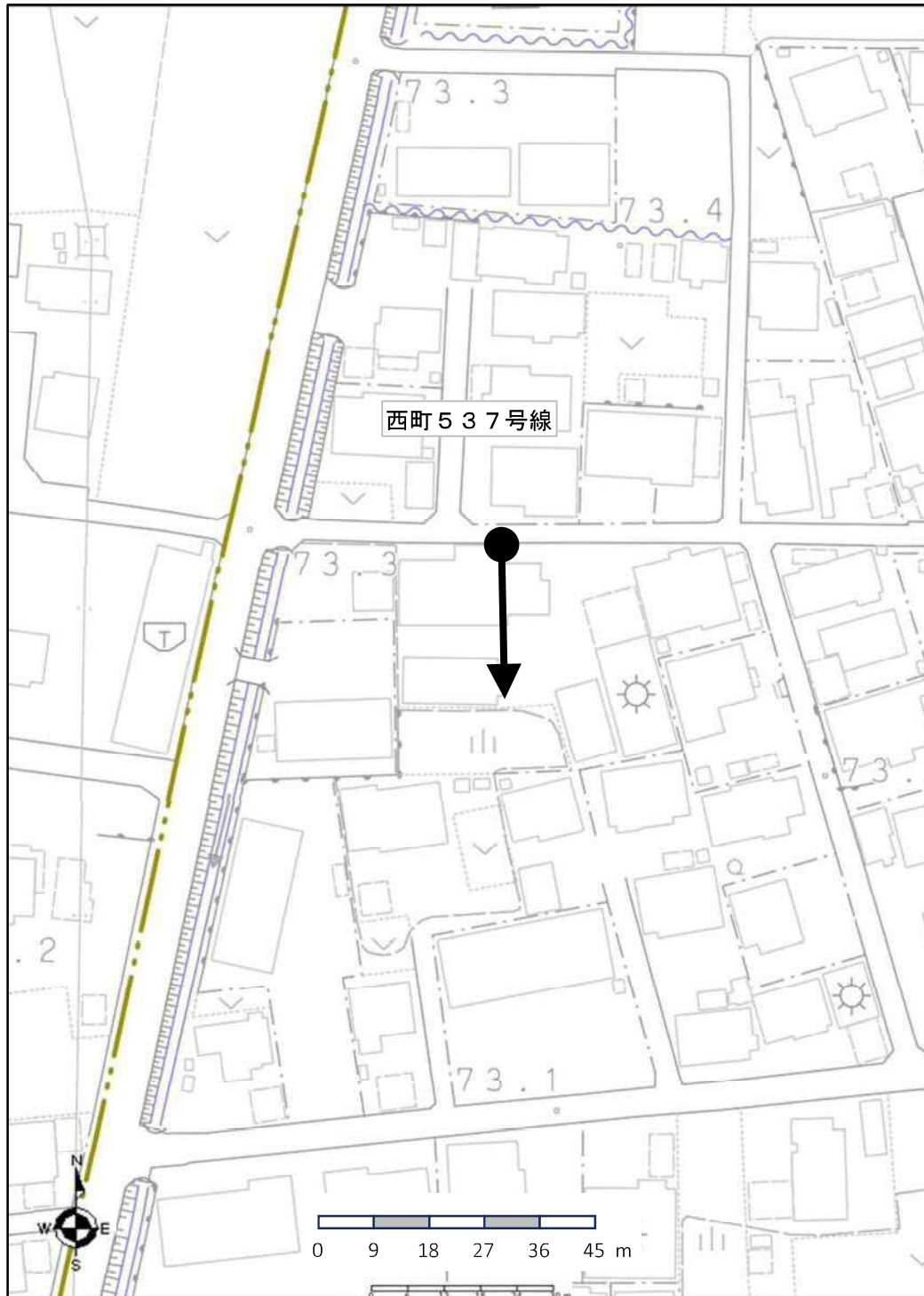
記

番号	路線名	起 点	重要な 経過地
		終 点	
1	西町 5 3 7 号線	美濃加茂市西町六丁目 2 8 7 番 3 地先	
		美濃加茂市西町六丁目 2 8 7 番 5 地先	
2	新池 7 1 8 号線	美濃加茂市新池町二丁目 1 1 4 番 7 地先	
		美濃加茂市新池町二丁目 1 1 4 番 7 地先	

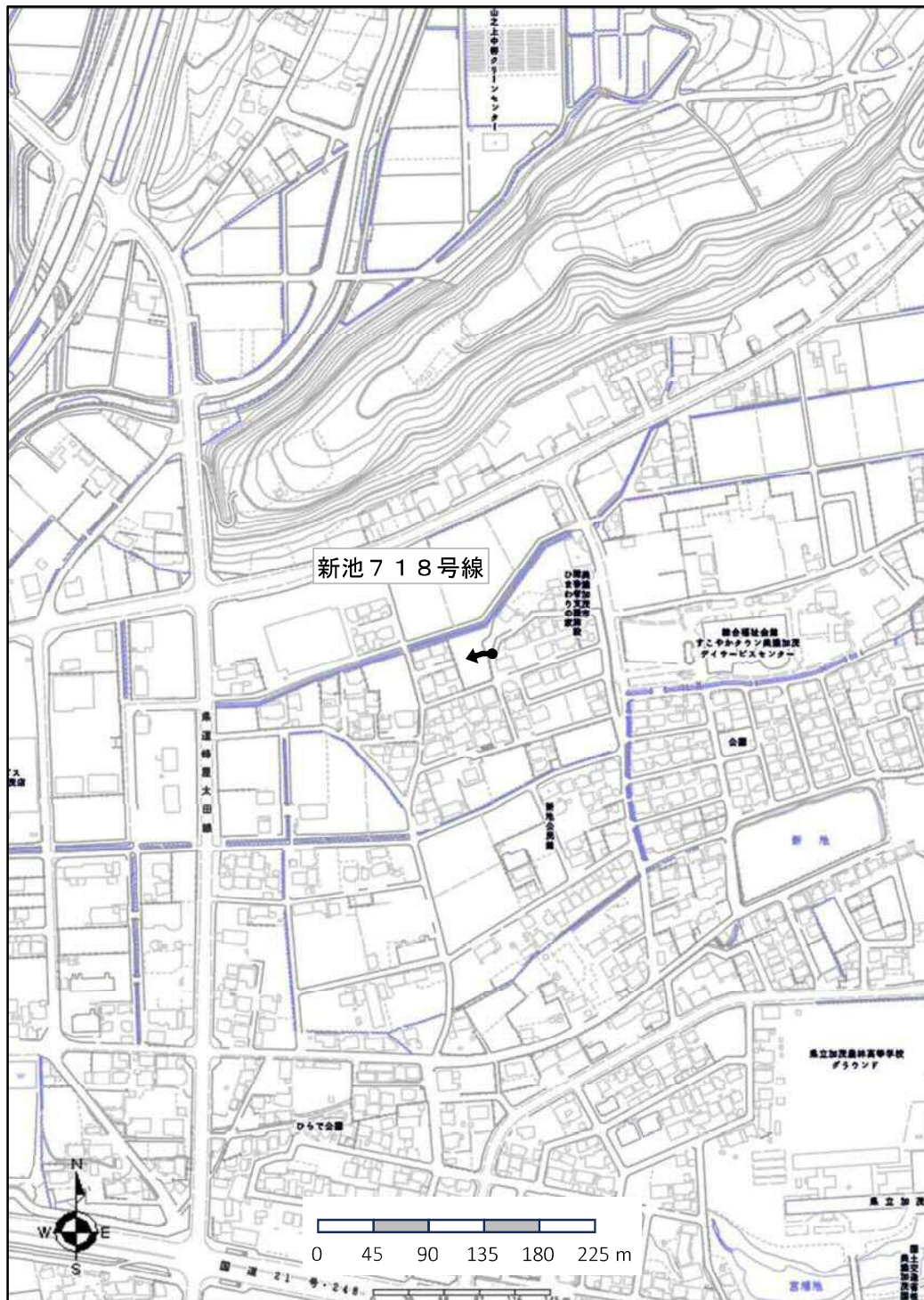
新規認定路線 ①：西町537号線



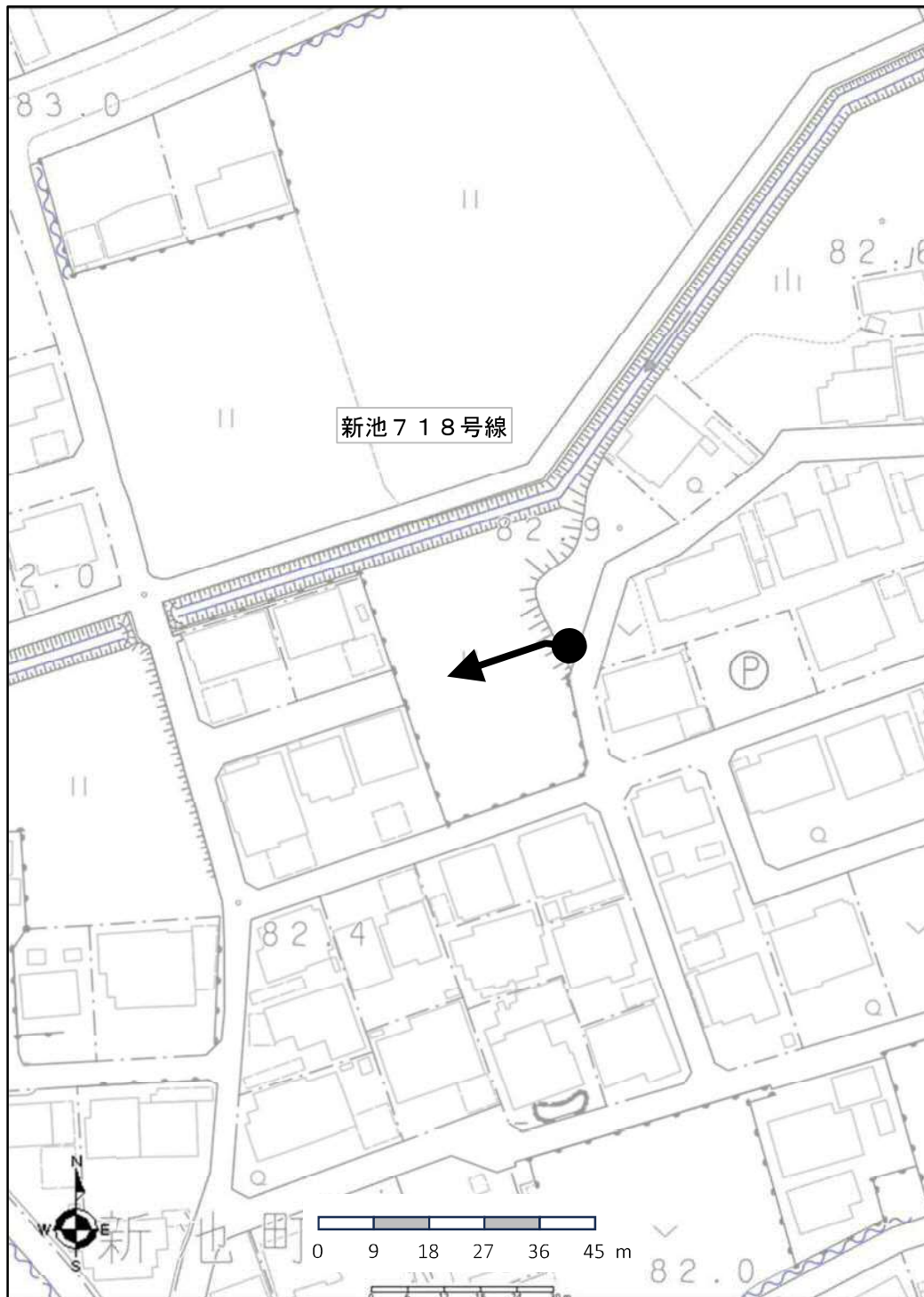
新規認定路線 ①：西町537号線



新規認定路線 ②：新池718号線



新規認定路線 ②：新池718号線



70th 

**MINOKAMO
STORY**